

第七十七回国会 衆議院 商工委員会 議録 第十三号

昭和五十一年五月十九日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 稻村佐近四郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 渡部 恒三君

理事 佐野 進君

理事 天野 公義君

理事 内田 常雄君

理事 小川 平二君

理事 加藤 紘一君

理事 木部 佳昭君

理事 島村 一郎君

理事 高橋 千寿君

理事 萩原 幸雄君

理事 深谷 隆司君

理事 板川 正吾君

理事 加藤 清政君

理事 竹村 幸雄君

理事 野間 友一君

理事 近江已記夫君

理事 玉置 一徳君

出席國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

出席政府委員

公正取引委員長 熊田淳一郎君

事務局長 綿貫 民輔君

通商産業政務次官 綿貫 民輔君

通商産業大臣官房長 濃野 滋君

通商産業大臣官房審議官 藤原 一郎君

資源エネルギー庁長官 増田 実君

資源エネルギー庁石油部長 左近友三郎君

委員外の出席者

参考(石油開発公団) 倉八 正君

総裁(商工委員会調査) 藤沼 六郎君

室長

委員の異動

五月十九日

小川 平二君

粕谷 茂君

粟原 祐幸君

山崎 拓君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

五月十八日

中小企業対策強化に関する陳情書(愛知県議会)

議長石川松次郎(第二七二号)

中小企業者の事業分野確保に関する法律の制定

に関する陳情書外七件(北海道空知郡南富良野

町議会議長館内猛外七名)(第二七三号)

北海道電力株式会社電気料金値上げ反対に関

する陳情書外二件(小樽市議会議長山吹政一外

二名)(第二七四号)

北陸電力株式会社の電気料金値上げ反対に関

する陳情書(福井市宝永四の九の一四福井県商工

会連合会長西岡英雄)(第二七五号)

セメント価格の安定対策確立に関する陳情書

(宮城県議会議長木村幸四郎)(第二七六号)

旧松尾鉱山鉱毒水の中和処理施設の設置等に關

する陳情書(宮城県議会議長木村幸四郎)(第二

七七号)

は本委員会に参考送付された。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

及び民社党五党共同提案に係る修正案が提出され

ております。

この際、修正案について、提出者より趣旨の説

明を求めます。佐野進君。

訪問販売等に関する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○佐野(進)委員 ただいま提案いたしました修正

案につきまして、提案者を代表して、私からその

趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付されているとおりでござ

います。

修正点の第一は、連鎖販売取引につきまして、

連鎖販売業者と契約を締結した者がその契約の解

除を行うことができる期間を七日から十四日に延

長すること。

第二は、販売業者が売買契約に基づかないで送

付した商品の返還を請求することができなくなる

時期を商品送付後六か月から三か月に短縮するこ

とでありまして、いずれも消費者等の利益をより

一層保護する見地から提案したものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○稻村委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わ

りました。

○稻村委員長 これより本案並びにこれに対する

修正案について討論に入るのであります。討論

の申し出がありませんので、直ちに採決に入りま

す。

まず、安田貴六君外四名提出の修正案について

採決いたします。

○稻村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、訪問販売等に関する法律案を議題と

いたします。

本案に対する質疑は、昨十八日に終了してあり

ます。

本案に対し、安田貴六君外四名より、自由民主

党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党

が、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党

が、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立総員。よって、本案は安田貴六君外四名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○稲村委員長 次に、本法律案に対して、安田貴六君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党五党共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出され

ております。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。竹村幸雄君。

○竹村委員 ただいま提出いたしました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、私からその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

議(案)

訪問販売等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引の実態を把握し、本法の趣旨の周知徹底を図るとともに、事業者に対する指導・監督体制を強化すること。

二 訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引による購入者等の被害を未然に防止するため、消費者に対する必要な情報の提供と適切な啓発活動の推進を図ること。

三 訪問販売業者の交付書面及び通信販売業者の広告における商品の性能又は品質の表示に

ついて検討するとともに、連鎖販売業者の取引契約締結前に交付する書面について、連鎖販売業者である旨を明示するほか、商品の種類、性能、品質、販売条件等の表示を検討すること。

四 訪問販売業者、通信販売業者のアフターサービス体制の整備、セールスマンの資質の向上等について強力に指導するとともに、連鎖販売取引及び訪問販売におけるクーリングオフ期間経過後の契約解除の際の商品の引取り問題等契約内容についても紛争の未然防止のための適切な指導を行うこと。

以上であります。各項目の内容につきましては、案文により十分御理解いただけると存じますので、その詳細の説明は省略させていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○稲村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。河本通商産業大臣。

○河本国務大臣 ただいま議決をいただきました法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、万全を期する所存でございます。

○稲村委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稲村委員長 内閣提出、揮発油販売業法案を議題といたします。

提出理由の説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

揮発油販売業法案

〔本号末尾に掲載〕

○河本国務大臣 揮発油販売業法案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

近時、一般にガソリンスタンド業者と呼ばれております揮発油販売業をめぐって幾つかの重要な問題が生じております。

その第一は、揮発油販売業者間の過当競争の弊害の問題であります。揮発油販売業者の現状を見ますと、給油所の乱設、過当な価格競争が繰り返されております。現状を放置しておく場合は、中小企業者が大半を占める揮発油販売業者の健全な経営の確保が著しく困難となるばかりでなく、ひいてはわが国石油産業の経営基盤を弱体化し、石油製品全体の安定供給確保に支障を来すおそれもあります。また、揮発油販売業者の経営の安定は約一兆円に及ぶ揮発油税の保全のためにもぜひ必要であります。

揮発油販売業をめぐるといふ一つの問題は、揮発油の品質の確保の問題であります。現在、揮発油と灯油等他油種の間には、税金を含めるとキロリットル当たり五万円以上の大きな価格差があるため、揮発油に灯油等を混入した粗悪な揮発油が一部で販売されており、消費者利益の確保から見て大きな問題となっております。

この法案は、揮発油販売業をめぐるといふ以上のような状況にかんがみ、以下に述べる措置を講じ、揮発油販売業の健全な発達と揮発油の品質の確保を図ろうとするものであります。

以下、この法案の要旨について御説明いたします。

第一に、揮発油販売業につきまして登録制度を実施することとしております。すなわち、揮発油販売業を行おうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならないものとし、その登録を受けるに当たっては、揮発油の品質の管理を適確に行うに足りる技術的能力や事業を継続的に行うに足りる経理的基礎等、一定の条件を満たしていなければならないこととしております。

第二に、登録の申請に係る給油所が、通商産業大臣があらかじめ指定する地区に所在し、かつその給油所において揮発油販売業が開始されることによりその地区の他の揮発油販売業者の相当部分の事業の継続が困難となると認められるときは、通商産業大臣は、当該申請者に対し、事業の開始の日の繰り下げ等を指示することができることとし、給油所の乱設による過当競争の弊害を未然に防止することといたしてしております。

第三に、揮発油販売業者は、粗悪な揮発油を販売してはならないものとするともに、給油所ごとに品質管理者を選任して、揮発油の分析、記録をしなければならないこととし、揮発油の品質の確保が確実に行われるようにしてしております。

第四に、通商産業大臣は、市場における標準的な販売価格に比べ著しく異なる価格で揮発油を販売している揮発油販売業者に対し所要の勧告を行うことができることとしており、これにより揮発油の消費者の利益を保護するとともに、揮発油販売業者間の過当競争の弊害を除去することとしております。また、この勧告では効果が上がらない場合においては、当該揮発油販売業者に揮発油を販売しているいわゆる特約店、元売等の卸売業者に対して所要の勧告を行うことができることとしております。

この法案は、揮発油販売業をめぐるといふ以上のような状況にかんがみ、以下に述べる措置を講じ、揮発油販売業の健全な発達と揮発油の品質の確保を図ろうとするものであります。

以下、この法案の要旨について御説明いたします。

第一に、揮発油販売業につきまして登録制度を実施することとしております。すなわち、揮発油販売業を行おうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならないものとし、その登録を受けるに当たっては、揮発油の品質の管理を適確に行うに足りる技術的能力や事業を継続的に行うに足りる経理的基礎等、一定の条件を満たしていなければならないこととしております。

第二に、登録の申請に係る給油所が、通商産業大臣があらかじめ指定する地区に所在し、かつその給油所において揮発油販売業が開始されることによりその地区の他の揮発油販売業者の相当部分の事業の継続が困難となると認められるときは、通商産業大臣は、当該申請者に対し、事業の開始の日の繰り下げ等を指示することができることとし、給油所の乱設による過当競争の弊害を未然に防止することといたしてしております。

第三に、揮発油販売業者は、粗悪な揮発油を販売してはならないものとするともに、給油所ごとに品質管理者を選任して、揮発油の分析、記録をしなければならないこととし、揮発油の品質の確保が確実に行われるようにしてしております。

第四に、通商産業大臣は、市場における標準的な販売価格に比べ著しく異なる価格で揮発油を販売している揮発油販売業者に対し所要の勧告を行うことができることとしており、これにより揮発油の消費者の利益を保護するとともに、揮発油販売業者間の過当競争の弊害を除去することとしております。また、この勧告では効果が上がらない場合においては、当該揮発油販売業者に揮発油を販売しているいわゆる特約店、元売等の卸売業者に対して所要の勧告を行うことができることとしております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○稲村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○稲村委員長 内閣提出、石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお語りいたします。

本案審査中、必要に応じ、随時、石油開発公団総裁倉八正君の出席を求め、意見を聴取することとし、出頭日時等につきましては委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、本日、石油開発公団総裁倉八正君が参考人として出席しております。

御意見の聴取は、質疑応答の形で行いますので、さよう御了承願います。

○稲村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田哲児君。

○岡田(哲)委員 まず、大臣にお伺いをいたしましたと思います。

ことしに入って、自民党に石油問題調査会が、保利茂氏を会長として、非常に大型な調査会だと言われて発足したようでありまして。さらに、自民党の松野政調会長が、ことしの十一月ごろにこの問題については結論を出すというふうにごったと聞いているわけでありまして。また、大臣自身が二月三日、石油企業の経営は非常に順調に立ち直った、集約再編の時期については早急に行うべ

き問題ではない、時間をかけて進めていくというふうな発言をされたというふうにご聞いているわけでありまして。政府も自民党も、また石油業界自身も、ことしに入ってから口をそろえて、総論は賛成するが各論については広くコンセンサスを得た上で、時間をかけて、松野さんの言っておられますような十一月ごろまで、こういうふうになってまいりますと、言うならば五十一年度実現というものをもう捨ててしまっているのではないかと、少なくとも来年度に持ち越されてしまうのではないかと、こういうように実は受け取れるわけでありまして、この辺について大臣はどのように見ておられるのか、また、大臣自身の考え方を明確にしておいていただきたいと思うわけでございます。

○河本国務大臣 昨年の秋に石油業界は非常に経営困難に陥ったわけでございます。過去二カ年間、石油価格が安く据え置かれた。こういう影響がずっと重なりまして、すでに昨年の秋におきまして累計の赤字が約二千億、昨年の秋のような現状が続きますと、さらに新規に一年ごとに四、五千億も赤字が重なる、そういうことで、崩壊寸前に来ておったわけでありまして。そこで石油業界から、この事態について政府としても善処してもらいたいという強い要請がございました。

何分にも、石油産業がそういう事態になりますと、非常に重要な産業でありますから、日本の全産業に、また日本の全経済に及ぼす影響も非常に大きいというのを憂慮いたしまして、政府の方ではいろいろ対策を考えたわけでございます。その一つは需給関係の見直し、それからもう一つは標準価格制度の設定でございます。幸いにこの二つの対策によりましてある程度石油価格が修正をされました、しかも円の為替レートの変動等によりまして非常に影響を受けつつありましたが、その為替レートも適当なところに落ち着きましたので、そういういろいろな要素が重なりまして、石油業界はことしになりましてから小康状態になったと思っております。

そこで、実は、昨年の秋にはもう一刻もゆるがせにできないと言われておりました石油業界の再編成も、業界にやや経営的余裕ができましたので、若干時間をかけてこの再編問題を検討してもいい、そういうような時間的な余裕ができましたというところが一つと、それからもう一つは、自民党の方でも、石油問題は非常に重大な課題である、だからこの際根本的に党としても、石油業界の今後の方針について意見をまとめた、こういうことで大きな調査会ができたわけでございます。そしてこの秋を目標にいたしまして調査会の結論を出そう、こういうことで、毎週非常に精力的に作業を続けられておるわけでございます。

そういういろいろな事情から、昨年秋の緊迫した情勢とやや変わりました、石油再編問題、石油業界の体質強化という問題は、若干の時間的な余裕ができました、ほほこの秋ごろには将来のおよその展望を考えた、こういう状態になっておるわけでございます。

○岡田(哲)委員 仄聞するところによりますと、エネルギー庁と共石ラインというものが石油業界内の常識とされているわけでありまして、これが強化に反対をする企業のトップが推名副総裁であるいは松野政調会長などに何とかしてくれというところで泣きついて、ついにそれをのんだというふうな言われているわけですね。そのために自民党の中に石油問題調査会が突如としてつくられたのだ、弱体な業界が政府に援助を受けることで、利権に絡む、言うなら政治献金なども含む癒着関係というものが伝えられておるわけでありまして。総選挙も近づいたというふうな時期に、私は、自民党がこのような再編という問題にまで頭を突っこんでくる、介入するという態度は非常に疑惑を招くものだというふうにご考えておられます。

○河本国務大臣 石油問題の調査会が党の方でございましたいろいろな背後関係につきましては、私

は一切承知しておりません。経過等については知りませんが、しかし、いずれにいたしましてもこれだけの大問題でございますから、やはり党の方にこういう大調査会がございまして各方面の意見を十分聞いていただいて、そして一つの方向を打ち出していただくというところは、私は、石油業界の体質強化のために大変結構だと思っております、その結果がどういふふうに出てくるか、期待を持って見守っておるところでございます。

○岡田(哲)委員 大臣、私のいま申し上げたのは、大体エネルギー庁が考えておられますのは民族系の強化だということに言われておるわけで、それに反対をする人たちがいま申し上げたように自民党幹部に泣きついて待ったをかけた、こういうところの問題があると言っているわけでありまして。当然各政党が、この石油問題は非常に重要な問題ですから、それぞれ関心を持たれた態度を決めることについては結構だと思っておりますが、そういうことが私どもの耳にまで入るわけでございますから、非常に重大だと考えておるわけでありまして。この問題に自民党が党として介入するということについては、ぜひ十分注意をさせていただきたいということを私は要望しておくわけでありまして。

次に、昭和三十三年、海運再編成が行われたわけでありまして、このときに大手筋で加わらなかったのは三光汽船だと言われているわけでありまして。当時この三光汽船の社長であったのが河本通産大臣でありますので、特に聞いておきたいと思っておりますが、このときも政府・党主導型によって業界の再編成が進められた。今回の石油再編成もこれと非常に似ている形だと状況では思うのでありますが、今度はこの再編の総指揮に当たられる大臣でありますので、その当時の問題と今度の問題について、ひとつ感想を聞かせておいていただきたいと思います。

○河本国務大臣 昭和三十三年に海運業界の非常に大きな再編成が行われたわけでありまして、政府の方は非常に手厚い保護政策を打ち出したわけでありまして。

一つは、過去の借入金はたな上げをする、それから今後の新造船、政府が中心になって進めておきますので計画造船と称しておりますが、それに参加するものは再編に加わったものだけである、しかも新造船建造に必要な資金の大部分を長期にわたって融資する、しかもその融資金額に対しては手厚い補助金を出そう、こういう非常に手厚い内容の保護政策が打ち出されたわけでありまして、いわば温室に入れて、そして電気ごたつに当てて、そして真綿でくるむ、こういうふうな内容であったと思うのです。

しかし、そういう至れり尽くせりの行き方は本当の意味での業界の体質強化になるかどうか、私は当時から非常に疑問だと思っておりました。そういうふうな温室の中で真綿にくるむようなやり方は、一たび外へ出ればかぜを引いてしまうという体質にもなりかねない、こういうことから、私はよほど考えなければならぬと考えましたことが一つ。

それからもう一つは、政府が中心になりました進める計画造船は、三月に予算が通った後、四月にその年の計画造船がスタートするわけですね。そうすると、この船の建造費は非常に大きく動いておるわけです。あるときには三、四割も高くなる、あるときには三、四割も安くなる。にもかかわらず、その船の建造の動向等を一切無視して、予算が通る春になると、お祭りのように船の建造を始める。経済原則から言いますと、高くなったときには建造をストップして、安くなったときに大量の船を建造するというのが経済原則でありませうけれども、そういう基本原則を無視して、お祭りのようなことで進められる。

さらにまた、半ば強制的な合併をいたしますと、管理者もたくさんふえる、余剰人員を抱えなければならぬ、こういう問題もありますし、それから、政府がそれだけ介入いたしますと、当然政府の方も一々業界の仕事に介入していく。たとえば一定限度以上の仕事をやる場合には運輸省の許可を得なければならぬ、その許可を得る場合に数カ月か

かる、そのうち世の中の情勢が変わってしまう。こういうふうなことを考慮いたしますと、果たしてそういう至れり尽くせりの政府の保護政策及びそれに伴う政府の嚴重な業界への介入というふうなことが、こういう激しい世界競争の時代に適合したものかどうか、大変疑問があったわけでございます。

そういうことで、一部の業者は反対である、むしろ自主独立で、政府の援助を受けないで、世界経済の動きを的確に、しかも早急に掌握して機動的な運営をする方がはるかによろしいというふうなことから、政府のそういう保護政策を中心とする再編に加わらなかつたことは事実であります。そのために非常に大きな差別待遇も受けたわけでありませう。

しかし、私はそういうときの経験もありますので、今回政府の石油業界体質強化対策というものがどういうふうな最終的に進むか、これは自民党の動き等を見まして決めますので、いまのところまだ具体的な対策はございません。ございませぬが、体質強化と称しながら実質は体質の弱体化につながる、そういうふうな政府が著しく業界に介入していくというやり方は、これは民間の創意工夫、自主的な努力というものを摘み取ってしまうだけではございませぬで、むしろ大きな弊害がある、こういうふうな理解をいたしておりますので、業界の体質強化、再編という問題につきましてはよく考えてやらなければならぬというふうに理解をしておるわけでございます。

○岡田(哲)委員 先ほども触れましたように、自民党が利権で介入する、それが政府が乗って相当な援助を行っていく、こういう裏に何かがあるのではないかとこの疑点もありますので、いま大臣のお話がありましたように、十分その点を指導をさせていただきたいと思うわけでありませう。

いま言われましたように、今度の再編は、日本の石油産業界が非常に乱立して、民族系あり、外資系あり、元売の石油連盟会員だけでも三十数社、開発部門では六十社余り、利益幅が非常に低

い、経営基盤が弱い、過当競争体質である、こういうことから、これに力をつけて強化するための再編であるというふうな言われているわけでありませう。この再編も、いま申し上げたような外資系、二社ないし三社にしていく、あるいは政府主導型という事も出てくるのですが、私がいま一番申し上げましたのは、この業界は非常に過当競争であり、利益幅が低い、経営基盤が弱い、しかもこの石油業界は言うなら日本の産業にとつて大変重要なんだ、そういうことから再編の話が強く出てきた。力を強くするために一体どうするか。そうすると、過当競争をやめて、そして利益幅を低いのを上げて、経営基盤を強くしていく、こういうことになるのじゃないですか。そのためには数を統合しながら、あるいは共同しながらやっていく、こういうことが再編じゃないかと思うのであります。そうすると寡占体制になるというふうなことは私に言われているわけでありませう。ですから、大臣、いま政府が検討しておるといふことですが、再編という方向は言うなら寡占体制に進んでいくのだ、これについてはもう間違いないことだと思っております。

○河本國務大臣 まだ実は最終的な政府の考え方のものはまだとまっていないうわけですね。と申しますのは、こういう再編という話は、政府が指導してあつたらうと言つたのははるまじくございませぬので、業界の自主的な判断にまたなければならぬ、こういう考え方が一つでございます。

それから、日本の場合は外資系、民族系に分かれておりますが、メジャーの世界における販売網力というものは、OPECの最近の動きなども相当積極化しておりますけれども、それでもなお依然として非常に力強いものがある。メジャーの世界における力というものを無視して日本の石油政策を進めることはむずかしいし、かえってそれはマイナスである。その力を日本に有利なように活用していかなければならぬ、こういうこともあろうかと思ひます。

いずれにいたしましても、この秋には自由民主党的基本的な考え方等もまともうかと思ひますので、それを待ちまして政府としての基本的な考え方をもとめていきたい、かように考えておるわけでございます。

えになるのか、両方からお伺いしておきたいと思
うのであります。

○河本國務大臣 ヤはり体質強化、再編問題を考
えていきます場合に幾つかの基本的な考え方があ
ると思うのですが、まず第一は、政府の主導型で
はない、政府が何もかも責任を持ちましても抱
えてやるかつての海運再編、そういう行き方は
とってはいけない。やはり民間の創意工夫によ
って、民間の自主的な判断によって再編、体質強化
の方向を打ち出していきたいということが一つで
ございます。

それからもう一つは、エネルギーの中で石油が
一番大事なわけでございますし、しかも日本は現
時点においても年間三億トンの油を使っておるわ
けでありますから、これだけの消費国なら、もう
少し石油業界が力をつけてメジャーとも対等の交
渉ができる、あるいはまたOPEC諸国とも対等
の交渉ができるという形の何とか力強いもので
あってほしいし、それから、少し景気が悪くなる
とたちまちのうちに困るといふことであつても
も困る。こういうことを第二に考えておるわけ
であります。

ただし、第三点といつたしましては、公正にして
自由な原則という自由主義経済の原則、これを
じゅうりんするような結果が出てきては大変なこ
とになりますから、その点だけは十分考慮し、産
業界や消費者が石油業界の再編のために被害を受
けるということがあっては大変でございますか
ら、この点については十分配慮しなければならぬ
と思つております。

○熊田政府委員 公正取引委員会の考え方を申し
上げさせていただきます。

石油業界の再編につきましましては、まだ私も
その実情を十分に承知しておるわけではございま
せんけれども、今後の再編のやり方によりまし
ては確かに先生のおっしゃいますような寡占の弊
害というふうなものが出てくる可能性もないわけ
ではございません。私もといたしましては、再
編によりまして競争制限的な行為が出てくる

か、あるいは市場支配力の乱用というふうな事態
が生ずるといふことのないように十分に監視をし
てまいりたい、かように考えております。

○岡田(哲)委員 私は、「電力新報」の二月号で
か、この中でこの座談会を読ませていただいたので
す。これを読んでおきますと、この中で日石の常
務の田中さんが、合併時期は早過ぎると考へる、
「今は、生死の境をさまよっている」といふか、水
面以下の状態で、まず当面なすべき仕事は標準価
格の早期達成、これ一本やりで、再編成まで考へ
る余裕がない。気持の上でもないし、体力的にも
ないといふのが、今の状況ではないかと考へてお
るわけですね。こういう発言をされているのであり
ます。

そこで、五月十三日にこの標準価格を撤廃をし
たわけですが、長官、この撤廃の理由と価格への
影響、それから六月のOPEC総会に対する予測、
こういうものと、あわせて聞いておきたいと思
いますのは、業界は、先ほど大臣からお話があつ
たように、標準価格が撤廃をされて大体順調に
戻つてきた、だから、それまでは再編の問題でい
る議論があつたのだが、もう値上げが満額達
成できれば再編なんかはどうでもいい、こういう
ふうには受け取るわけでありませんが、その辺の
ことについてひとつ見方、考え方をはっきりさせ
ておいていただきたいと思ひます。

○増田政府委員 標準価格につきましましては、この
十三日の告示をもって廃止いたしましたわけござい
ます。

この標準価格を設定いたしましたのは昨年の十
二月一日でございますが、十月一日からOPEC
の値上げが行われたわけでございますが、その以
前におきましてすでに石油業界は御存じのように
非常な赤字、製品の販売価格と原油の輸入価格と
逆ざやという問題がございまして、このままでは
一部の企業は成り立っていかないというふうな状
況にあつたわけでございますが、それにさらに追
いかけて十月一日の原油価格の値上げといふこと
であつたわけですね。これを放置できないという状

況であつたために、石油審議会を開きまして、そ
こで石油の生産コストというものがどれくらいに
なつてくるかといふことを計算の基礎といたしま
して、標準価格といふものを設定いたしましたわけ
でございます。

標準価格を設定いたしましたのはガソリンとナ
フサとC重油の三品種でございます。これらの
品目を選びました理由は、特にこれらの三品目に
つきまして逆ざやが激しいという点であつたわけ
でございます。その後の状況を申し上げますと、
大体ガソリンとC重油につきましては、本年二
月に標準価格がほぼ達成いたしましたといふこと
でございます。ナフサにつきましては、これを購入し
たします石油化学業界が非常な苦境にありまし
た。石油業界に劣らないような取支の悪化とい
うものさなかにあつたわけでございます。両業
界との間の話し合いがなかなかつかなかつたわけ
でございますが、四月一日からは標準価格の線
で取引をするということに決定されたわけござい
ます。

それで、先ほど申し上げましたように、この標
準価格制度というものは、私どもの方は、その当
時の価格状況では石油というエネルギーの供給者
である基礎産業が崩壊するおそれがあるといふこ
とで、緊急やむを得ない措置としてやつたわけ
でございます。四月一日にはナフサも標準価
格に到達したといふことで、この五月十三日に外
した次第でございます。

ただ、今後の石油価格の問題につきましましては、
先ほど先生から御質問のありました、OPECが
この五月二十七日からインドネシアのバリ島でO
PEC総会を開きます。これによりまして、七月
一日の原油価格といふものを、昨年の十月一日か
ら維持されてきたものをどういふふうに変えるか
といふことの相談が行われるわけでございます。

一般に言われておりますのは、現在まだ石油に対
する需要といふものが強くなつておりません、む
しろ供給過剰といふ状況でございますので、こう
いう需給状況の中ではなかなかOPEC諸国が値

上げを決定しないのではないかといふこと、また、
OPEC諸国の中で、世界経済に対する石油価格
の影響といふものから現在上げるべきではないと
いう主張も一部の国から相当強く出ておるとい
ふことで、私も今度のOPEC総会でそう大き
な変化はないといふふうに見ておるわけござい
ます。

大体以上申し上げましたのが価格の問題でござ
いですが、最後に、この標準価格に一応到達した
わけでございますが、石油企業の経営状況につ
いて申し上げますと、今回のこの法案を提出いたして
おります理由でもございしますが、民族系の企業と
外資系の企業と非常な格差が生じておるわけござ
いします。民族系の企業につきましては、標準価
格に到達いたしましたとしても、従来の大幅な赤字とい
うものは消えないわけでございます。私どもの方
の計算いたしました標準価格といふのは、過去の
赤字といふものを消す価格ではございませんで、
そのときの生産コストを考へまして計算いたした
わけでございますから、公称二千億と言われます
が、実質的にはそれを上回る過去の累積
赤字といふものが消えないような状況になつてお
るわけでございます。しかも、民族系にそれがほ
んどしわが寄つておるといふことございま
す。

そのために民族系の企業が非常に苦境にあると
いふのをいかに打開するか、これによりまして石
油産業全体の体質改善を行うといふのが今回の構
造改善でございますが、先ほど先生から、民族系
を二つないし三つのグループ、それから外資系を
三ないし四のグループといふのが通産省の再編成
の構想ではないかと御指摘がありました。民族系を
二ないし三のグループに最終的に持つて
いく、これは何年かかるかわかりませんが、それか
ら今後まだ検討を要する点がございしますが、これ
につきましましては、昨年十二月の総合エネルギー調
査会石油部会で結論が出まして一応答申をいた
しております。ただ、先生が先ほどおっしゃられ
ました、三ないし四に外資系をグループ化する、

これは私どもの方は考えておりません。

そういう意味から言いますと、先ほど公取の事務局長からお話がありました寡占のおそれというものにつきましても、私どもは、石油産業を寡占化するための構造改善というだけでは考えておりませんし、また、これは現行独禁法の立場から言っても寡占化は許されませんし、また、基礎エネルギーである石油が寡占化して値上げをするというのをやめてはならないと思っております。

ただ、私どもが今回の構造改善が必要だということを出しておりますのは、民族系の企業を対象として構造改善をいたす。その構造改善をなぜ行うかということ、先ほど申し上げましたように、民族系と外資系の企業と非常な差が出て、このまま放置しますと、民族系の企業の崩壊につながるというところで、現在大体外資系と民族系と五〇、五〇になっておりますのが、これが相当崩れてくるといふ状況になってきているということでございます。

寡占の弊害その他につきましては、私の方は十分監視もいたしますし、また、今度の構造改善は石油産業の寡占化につながるものでは決してございませんので、それだけつけ加えて御答弁申し上げます。

○岡田(哲)委員 長官、もう一つ、業界は、この標準価格が撤廃されたために、これで事足りるというところで、もう再編には関心が薄くなるのではないか。私は、どうもこの言っている点を見ると、もうこれで業界は乗ってこない、通産省は一生懸命そのつもりでおりますも、業界は乗ってこないのじゃないか、もうこれで目的は達した、こんなふうに受け取れるのですが、どうですか。

○増田政府委員 昨年の危機的状況の中では、もう銀行が融資をしないというおそれもあったものですから、この再編成というものが非常に火がついたようにいろいろ騒がれたわけでございますが、標準価格が出まして、大体それが達成するということで業界としても一息ついて、若干この再編成の問題については慎重に取り組もう、こういう空気になっていることは、先生御指摘のとおり

でございます。

それで、一部の企業につきましても、もう再編成は必要ないということをおっしゃるけれども、もう再編成は必要ないというところを言っておられるところも、あるのは事実でございますが、これにつきましても、先ほど私が申し上げましたように、現在外資系の企業は、今度の決算その他を見ましても、史上空前といえますのは、これは石油価格が上がりましてから当然史上空前になるわけですが、利益率がそれほどいいわけではございませんが、しかし非常な大きな経常利益を上げています。他方、民族系の企業を見ますと、去年の中ごろに比べますとこの標準価格その他によりまして改善はされておりますが、相当多くの数の企業がいわゆる債務超過、資本金より大きな金額の累積赤字を負っておりまして、内容からいいますと非常に危機的状況は続いているわけでございます。

それから、石油業界の経営者のトップの方々と私、いろいろ個別的にこの再編成の話を申し上げておるわけですが、ここに民族系の企業の方々は、現在のような石油企業の乱立状態、三十数社あるわけでございますが、これはアメリカは別といたしまして、世界的にも見られない現象でございます。その中で過当競争し、お互いに傷つき合っており、そうなれば、これは基礎エネルギーである石油の供給者としての責任が果たせない、何か起こりまして、そこにもうあらゆる弱点が露呈しまして、そうして石油の安定供給ができないというおそれがあるわけでございます。そういう意味からいいますと、やはり再編成をやらなければならぬ。

ただ、これは従業員の立場、あるいは会社の責任者としての立場、いろいろありますから、総論にについては、これはもう全くどうしてもやらなければならぬと自分自身は思っている、しかし、株主に対する説得、それから従業員の不安を抑える、あるいは石油企業は特約店とか直轄のスタンドを相当持つておりますから、それらの方々が動揺しないような十分な事前の根回しと申しますか、了解工作というものをとらなければならぬ、それが、短

兵急にとどまることが合併するといふのを言われると非常に困る、こういうことでございまして。そういう意味で、再編成の必要、つまり石油産業の体質の強化、ここに民族系がそのままでは成り立たないといふことについては皆さん同意意見でございますが、今後のやり方その他につきましても、いま言いましたようなことから、先ほど大臣も言われましたように、業界の自主性というものを尊重して、そして石油産業としての責任を果たすためにいかなる構造改善を果たすことが必要か、それに対して国が支援する、これが今回の法案の内容でございます。そういうことで、現在の再編成に対する業界の考え方についての一端を申し上げた次第でございます。

いと思うのです。

○増田政府委員 この石油開発公団法の一部改正によりまして、石油開発公団が百億円を出資並びに融資ができるようになりましたときに、具体的にどういふふうな事業に対して出資しない、融資をするかについて、簡単に申し上げたいと思っております。

この出資、融資をいたします対象は石油製品の販売業者ということで、これは法にも規定されておりまして、具体的に言いますと、いわゆる特約店とかそれからガソリンスタンドというものはすそ切りで規定を設けて、これを除きまして、普通に言われております元売業者に対してはこの出資、融資をするということになっております。

それで、元売業者がどういふ事業を行うときに融資、出資の対象になるかということにつきましては、石油製品の販売にかかわります経営規模の適正化その他構造改善に関する事業を行うとき、こういうことになっております。これは具体的に言いますと、販売部門における、つまり元売間の集約化事業といふものが行われるときにこの出資、融資をする。さらに具体的に申しますと、元売が合併したりあるいはその販売部門の統合を行いますときにこの出資、融資の対象になる、こういう形になるわけでございます。

そこで、話を交えますと、いま申し上げたように、今度考えている点は、外資系でなしに民族系を一生懸命に援助していこう、こういうことについては間違いないことになるわけだと思っております。これは議論の段階からもう実行の段階に入っていると思っておりますけれども、今度予算的にも百億円が満額大蔵省との折衝の中でも認められております。その意味ではより積極的に取り組みを図ろう、こういうふうな考えられていると思っております。しかし、この百億の予算を具体的にどういふふうな有効に使おうと考えられているのか。積算の根拠といえますか、あなた方が百億の金をどのように使っていくと、いま申し上げたような有効的な再編成ができるのだと考えられているのか。その手順といえますか、その使用方法、こういうものを含めてお伺いしておきたい

具体的に申しますと、政府出資金百億円、これは石油開発公団から出資するわけですが、これを留意しておく。それから、企業によりましては、やはり政府出資あるいは公団出資をきょうとすることもあつたわけですが、それは必要ない、しかし資金は必要だといふ場合には、日本開発銀行から融資をする。これは民族系企業育成という枠があり

まして、現在百八十億、これはいろいろな使途があり、全部使えるわけではございませんが、そういう金とそれから出資金と両方用意いたしまして、企業が集約化を行うときにどうしても資金的に必要だ、それで自分の方は融資が必要だというときは開帳から出す。それから出資金、これは出資金ですと無利子になるわけでございますから、無利子の金で出資を受けていいという方に対しては、今回これが改正されますとそれによって百億円で出資ができるということで、あくまでも支援体制としてこういう制度を設ける。またその業界の方の自主的な集約化ができたときに、それを受けて出す。こういう形になっておるわけでございます。

なお、これらにつきまして誤解が生じまして、先ほど先生からもありましたように、どうも通産省は共石を中心にしてはかの民族系企業が弱っているのを無理やり一緒にしてしまう、そして片方においては百億円を予算化して、企業の自主性を無視して強引にやってしまうのじゃないかということ、そういう批判も一部雑誌その他に載っておるのを私も承知しております。この点につきましては、石油業界個々にも話しておりますし、いろいろ話して、最近では私は誤解はなくなつたものと思っております。ただ、一時そういう批判が起ころうとして、どうも通産省主導型、政府主導型の実情を無視した強引な再編成、あるいは共石だけを中心にした再編成を行うのではないかと、いう批判があつたわけですが、これは私どもの方は最初からそういうことを考えておりません。ただ、誤解が生じたことにつきましては反省しております。

〔委員長退席、渡部(恒)委員長代理着席〕
○岡田(哲)委員 誤解だつたということでありまして、あれしたいと思つたのです。

そこで、先ほど言いましたように、利益幅が低くて、経営基盤が弱くて過当競争体質である。政府が高度経済成長の時期に石油業法によって認可されてきておるわけですね。その認可によって

精製設備が現在あるわけでありまして、高度経済成長から低成長、安定成長へと、これは石油だけじゃなしに、日本全産業が一つの構造転換を図らなければならぬ時期に来ていると思うのであります。

私がいまここでお尋ねしたいと思つておりますのは、言うならば転換、再編成の一番大きなねらいといふのはそこにあると私は思うのですが、こういう低成長下に入る時期における石油産業の、あるいは業界、企業といふか、そういうものを含めて、今後再編と同時にどういうような展開をしていくのか、展望を持っておられるのか、それをちょっとお伺いしておきたい。

○増田政府委員 石油危機以前と石油危機以後と、石油業界に対する政策というものが変更せざるを得ないと思つたのです。それで、石油危機以前は石油が非常に安くて、しかもどこからでも手に入るという状況であつたわけでございます。ただ、そのときにはやはり民族系と外資系とを育成して、日本の市場を民族系と外資系と半分半分にする、それによって非常にいい形に持つていこうということであつたわけですが、しかし、そのときに民族系がまだ半分には達しておりませんでしたために、これが現在共石の精製ギャップの原因にもなつておるわけですが、一応石油危機以後になりますと、まず一番大事なのは石油の安定供給体制を確立しなければならぬということでございます。そこにおきましての政策として、先ほど言いました外資系と民族系を五〇、五〇にするというのとは、これは従来からも正しかったと思つたし、石油危機以後の政策としても維持していきたいというふうに思つております。

ただ、非常に変わつてきましたのは、民族系の企業が、ことに共石につきまして販売能力と生産能力との差が出てきておる。いま先生から御指摘になりました、低成長時代になりますとこれが非常にいろいろな問題が出てくる。それで高度成長のときには若干早く設備ができましたが、あと販売

が追いつくわけで、需要が非常に強いわけですから、石油につきましても、石油危機以前の年間の需要伸び率というのが大体一五、六％で毎年進んでいったわけですから、設備の過剰がありまして、一、二年すると全部それが解消して問題がなくなるといふことではございましたが、これが石油危機以後におきますと、その製造設備と販売能力とのギャップといふものが非常に問題になってくるという点が出てきておるわけですね。

それから、一番問題になりますのは、石油危機以後の外資系と民族系につきまして、企業力の非常に格差が出てしまつたということ、先ほど申し上げました五〇％、五〇％で外資系と民族系のシェアを維持するということにつきましても、非常に問題が生じてきたということでございます。そういうことで、新しい低成長、しかも石油の安定確保が必要であるといふこの石油危機以後の事態に対処いたしまして、私どもが石油構造対策として行わなければならないのは、先ほどから申し上げました、弱くなつてしまつた格差が生じております民族系企業の体質の強化というものを急急に図らなければ、今後の石油の安定供給構造というものがひびが入ると申しますか、非常に問題が生じてしまつたということ、今回のような構造改善に対する政府の支援体制として、石油開発公社を通じます出資あるいは一部融資というものをやるということをお願いいたして、次第でございます。

○岡田(哲)委員 もう時間が来ましたので、最後にもう一つ聞いておきたいと思つたのは、西ドイツのフェーバーという国策会社があるわけですが、これについてどういふふうに見ておられるか、どういふふうにご考慮しておられるか。私は、いままでも石油については開発から精製、備蓄、販売まで一貫性を持たせるべきだということをやつと主張してきておるわけでありまして、これは言葉は変わるかもしれませんが、メジャーに対して和製メジャーといふようなものかとも思つたのであります。

西ドイツにおきます民族系は、フェーバーを中心としたしまして連邦政府から四〇％の出資が出、これによって外資系に対抗いたします民族系の育成をやつておるわけでございます。

しかも、これを私は石油開発公社のときにも言つたのでありますけれども、開発公社でなしに、石油公社にしてしまつて、もつと全体一貫した体制を公社に持たしていったらどうかという気持ちがあるのので特に言うわけでありまして、この会社の中身というものは、私はよく知つておるわけではございませんが、石炭から原子力、化学工業や輸送までやつて、商社機能まで持つておるというふうな聞いておるわけでありまして、いま長官が言われましたように、低成長下に入つて過剰設備もあるように思つたのであります。今後開発公社的なものよりも、さらにこれを一歩進めて、いま申し上げたようなものにまで公社はあるべきだ、こういう立場から、ひとつこの西ドイツの国策会社についての構想など、どんなような検討をしておられるか、その辺をお伺いしたいと思つたのであります。

○増田政府委員 お答え申し上げます。西ドイツにも日本と同じように民族系、外資系の問題がございます。それで民族系が日本ほどシェアを占めておりません。ただ、その民族系を育成しなければならぬということ、連邦政府がただいま先生からお挙げになりましたフェーバーという会社に対して四〇％の出資をいたしておるわけでございます。

それから、そのフェーバーという会社、これはいわゆる総合企業でございます。石油以外に電力あるいは石炭、石油化学という、先ほどお話しのように総合的な会社になっております。それから、ゲルゼンベルクという従来から石油精製をやつております会社もこの下部機構になっておるわけで、さらにアールという、これはいわゆるスタンドを持つております石油販売業者によって構成されております会社があるわけでございます。

それで、話が若干飛びますが、こういうことはすでにイギリスにおきましてはB.P.、イギリスの代表的な石油企業につきましては四八%政府出資になっております。また、フランス石油、C.F.P.につきましては三五%政府出資、あるいはイタリアはE.N.I.が一〇〇%政府出資ということで、日本は政府出資というは行われておらない。

今回お願いいたしておりますものにつきまして、政府出資を通じてコントロールして、そして石油企業を国営化するというのでなくて、先ほど申し上げましたように、資金的な支援措置を行うというところでございます。

そういう意味で、今後の世界におきます石油企業のあり方というものと、日本における石油産業に対する政策というものをどういうように調整するか、これは非常に問題だと思っております。と申しますのは、アメリカは全部私企業でやっておるわけです。ですから、そういう意味で政府出資をする体制が非常によく、私企業体制は弊害があるかといえますと、それぞれ一長一短あります。ですから、日本においてはやはり日本の解決策が必要だと思っております。こういうことで、石油開発公団を石油公団にして、相当国の意思を石油の流通段階あるいは生産段階に入れるということが、今後の日本における石油の安定供給というものととって非常にプラスになるのか、あるいは問題点があるのか、これは私ももう少し勉強していきたい、こういうふうな考えておりました、いろいろ検討を続けている段階でございます。

○岡田(哲)委員 時間が参りましたので、これで終わりますが、一番心配をいたしておりますのは、やはり消費者の立場を考へますと、これは価格の安定の上から見ても非常に逆行する方向の心配があるという点、それから民族系を中心にしていくのだということですが、さらに低成長、安定成長の道の上に将来を展望した一つの再編成というものをきっちりと打ち立てていただきたいということ強く要望いたしまして、終わりたいと思っております。

○渡部(恒)委員長代理 板川正吾君。

○板川委員 石油開発公団法の一部改正案について質疑をいたします。岡田委員の質疑と若干重複するところもあるかと思ひますが、御了承願ひいたします。まず、公団法改正の条文について質疑をいたします。

この公団法の改正で、構造改善事業の事例として、営業の譲渡及び譲り受けその他の通商産業省令で定める方法により行うものに限る。こういう改正条文がございますが、その他の通商産業省令で定める方法により行うもの。この内容はいかなるものであるのか、明らかにされたい。

第二は、本法の対象である石油製品販売業者が、この石油製品販売業者とは、コンビナートリファイナリー、こういう精製業者は石油製品販売業者の中に入るのか入らないのか、この点ちよつと疑問がありますから、伺っておきます。

○増田政府委員 まず第一点でございますが、営業の譲り渡し及び譲り受けその他の方法により行い、いわゆる構造改善の中でその他の方法は具体的に何かということについてお答え申し上げますと、これは先ほど申し上げましたが、石油の販売業者におきます合併及び株式の取得をその他の方法と考へておるわけです。内容的に言いますと、販売部門による集約化事業を出資、融資の対象にいたしておるわけですが、具体的に言いますと、営業の譲り渡し及び譲り受け、それから合併、株式の取得、こういうことになるわけでございます。

それから、もう一つ御質問のありました石油販売業者でございますが、これにつきましては元売を考へております。これは省令で定めることになっておりますが、省令でこの元売が対象になるような規定を設けようというところで考へております。

○板川委員 そうすると、コンビナートリファイナリーは入らないのですか。

○増田政府委員 コンビナートリファイナリーは入りません。

○板川委員 コンビナートリファイナリーが入らなくて、民族系の石油業の再編成がうまくいきましか、どうお考えですか。

○増田政府委員 民族系の企業の集約化が行われますときに、このコンビナートリファイナリーはどうかの元売と一緒に考へておるから、そういう意味では、コンビナートリファイナリーも一緒に考へます元売について構造改善が行われる、こういうことでございます。ことに先生よく御存じのように、コンビナートリファイナリーはナフサとC重油を非常に重点的につくっておるわけでございますが、それが元売の集約化が行われますと、その中で製品の販路を見出すことによりまして、コンビナートリファイナリー対策も、いま申し上げました民族系の元売の集約化というものを通じまして現在のいろいろの問題点を解決したいということ、直接的ではございませんが、間接的と申しますか、実質的にはコンビナートリファイナリーの対策を兼ね備えて行いたい、こういうふうな考へております。

○板川委員 元売の中と資本的、人的にコンビナートリファイナリーは関連をしておりますから、だから直接でなくても間接的に包含する、こういうふうな理解していいですね。——わかりました。

次は、この石油開発公団というものは、主たる目的が石油の海外開発のために設立をされたわけでありま。ところが、最近、備蓄原油の融資業務だとか、あるいは今回石油販売業務の構造改善の融資業務などがふえてまいりますが、こうした本来の石油開発公団の事業目的から付带的な業務が非常にふえてきておる感じがいたします。

倉八石油開発公団総裁に伺いますが、付帯業務が非常にふえてきて本業の方がおろそかになる可能性はありますか。

○倉八参考人 お答えいたします。私が引き受けております開発公団というのは、あくまで開発が主体でございます。いま御指摘の備蓄とか、あるいは今度構造改善事業を引き受けましても、開発ということの主体性は私は変わ

らないと考へております。

○板川委員 政府に伺いますが、政府は将来石油開発公団をエネルギー政策上いかなる位置づけをしようと考えておられるのか。いま岡田委員の質問の答弁にもありましたが、たとえばイタリアのE.N.I.のような役割を持たせようというのか、そうでなくて公的な規制を強化することによってコントロールしようとする方向か、検討中と言われますが、この点についても一度御答弁願ひたいと思ひます。石油公団というものをどういうふうな位置づけをしようと思ひかというのが質問のポイントです。

○増田政府委員 石油開発公団が昭和四十二年に発足いたしましたときには、これは海外における石油開発の推進母体ということで、しかもみずから石油開発を行うということではなくて、石油開発を行います民間企業に対して出資、融資を通じてこれを推進する、こういうことで発足いたしましたわけでございます。その後のいろいろ石油開発公団法の改正をお願いいたしまして、何回かの改正で海外の開発事業あるいは日本周辺の大連だのの開発事業その他に広がったわけでございますが、それに加へまして、開発とは若干離れますがこの備蓄の業務を臨時業務として附則に追加いたすということが先般行われ、また、今般お願いいたしておりますのは、石油構造改善のための出資、融資の業務を追加するというところでございます。

ただ、いま倉八石油開発公団総裁からお話がございましたように、石油開発公団の任務は石油資源の開発というものが本務でございます。備蓄につきましては、今後五年間に九十日まで持つていく備蓄政策に対して、臨時業務として備蓄用の原油の購入資金の融資とか、あるいは共同備蓄会社の出融資の業務を行つてもらう、こういうことでございます。また、今回の構造改善のための出資金も、これが成果を挙げたときにはこの業務は消える、こういうことになっております。

ただ、いま先生からお尋ねがございましたように、石油開発公団をもつと石油の部面ですらに大

きな活動をする、つまり、先ほど言われましたように、ENIとかあるいはその他の外国の機関があるわけですが、石油開発にだけ限らないで、むしろ石油公団として石油政策の一端を担う一つの政府機関にすべきではないかという議論がいろいろ行われております。

たとえて言いますと、一つの身近な例といたしましては、DDあるいはGGで産油国と直接取引が行われる、原油の受け入れとして石油開発公団を使いまして、そこで一括購入をして国内で配分をする、これを行いますと、政策的に輸入というものをを行うための機関ができるわけですから、たとえばある地域との間に政府間の取り決めを行えば、それを石油開発公団が一括して入れるというような構想もございます。

この構想につきましては、現在私の方がいろいろ検討をいたしているために、先ほども、石油開発公団のあり方、石油政策の全般でどういうようにするかということを検討しておりますというところを申し上げたわけでございますが、実際に石油開発公団を使いまして一括購入をして、それをプロラタか何かで精製の方へ引き取らせるという政策が果たして長続きがし、現実に効果があるかどうかにつきましては、私もやはりもう少し慎重に検討したいということ、石油開発公団の業務につきましてもいろいろの面で検討はいたしておりますが、まだ結論は出ておらないというのがたまたまの段階でございます。

○板川委員 石油精製販売業の構造改善を必要とする事情、これをひとつ御説明願いたい。

○増田政府委員 お答えいたします。

石油がいかに重要かということにつきましては、ここで私が改めて申し上げる必要はないと思っておりますが、石油が国民生活、国民経済の基礎物資であるにもかかわらず、石油を供給いたしております産業というものが非常に弱い、また非常にいろいろの問題を含んでおるといふ点にこの構造改善を必要とする理由があるわけでございますが、じやなぞ弱くて問題を含んでおるといふことには

つきましても、一つには、外資系と民族系と二つのグループから成っておるといふ点につきましても、これは問題がないときは非常に順調にいくわけですが、何かありますとそこいろいろなところが出てくるおそれがあるという点が一つあります。それからもう一つは、石油企業というものが世界各国に比べて非常に過当競争体質になっていて、企業の数も非常に多いわけでございます。よく例に挙げられますように、ガソリンの販売台数とかいろいろの問題が行われておるわけですが、それで、消費者の立場に立ちまして、短期的には百円以下のガソリンがあるということは非常に有利のようでございますが、これにつきましても、たとえばそれに対抗するために粗悪品のガソリンが出てくるとか、あるいはガソリンスタンド企業が経営が成り立ちがたいためにそこでいろいろ無理が行われるということ、業界として安定的な秩序の維持というものが非常にむずかしくなっておるといふ点がございまして。

それで、今回構造改善をぜひともやらなければならぬということ、申し上げておきますのは、先ほどから申し上げているように、民族系と外資系との間の格差が非常に広がってきておる。これはいろいろな理由がございまして、それが回復しがたいような状況になりつつある。結局、一つの価格が決まると、それは外資系の企業、全部とは申しませんが、一部の企業にとっては非常に大きな利益になる。しかし、民族系の企業にとってはまだそれでも赤字という形になっておるわけです。これを解決するためには、やはり民族系企業というものを外資系企業と同等に経営ができるような強い体質に持たなければならぬ。

これが今回お願いいたしております石油の構造改善というものが必要であるという理由でございます。恐らく民族系の一部の崩壊につながっていくのじやないか。これが一部崩壊したときには、当然外資系企業のシェアというものがいろいろな形でふえていくということが考えられるわけでございます。

す。私どもは、外資系企業が悪いとか、それから外資系企業を、この際日本の石油産業からシェアを少なくしようという気持ちはございません。ただ、やはり五〇、五〇という形を維持するというのが現在の世界の石油情勢の中で最もいい形だと思っておりますが、それが維持できなくなってきたら、ここに問題があるわけでございます。

○板川委員 この構想改善事業がもし仮に進まないとということになれば、民族系の石油企業が一部崩壊するおそれもある、こういうことから再編成構想というものが生まれきたと思っております。

そこで、伺いますが、最近、民族系企業の取支状況はどういう状況でありますか。従来までの赤字の状況、それから、今回標準価格が実施されて、価格がある程度回復をしておるわけでありませうが、その結果はどういう状態でありませうか、伺っておきます。

○増田政府委員 経常利益で合計だけを民族系と外資系について申し上げたいと思っておりますが、四十八年度の下期、これは石油危機が十月に起こりまして、その後価格を政府が抑えたという影響が出ておるわけでございますので、それから申し上げますと、四十八年の下期の民族系の赤字の合計が百四十三億、外資系はこれは黒字でございまして五十九億、それから四十九年の上期、民族系が三百三十億の赤字、外資系が百十六億の黒字、それから四十九年下期になりますと両方とも赤字になるわけでございますが、民族系の方は七百三十三億の赤字、外資系が四十九億の赤字ということになっております。それから五十年の上期につきましましては、民族系が五百八十五億の赤字、外資系が四十三億の赤字ということでございます。

大体以上申し上げましたが、これは個々の会社につきましてもいろいろの問題が出てきております。たとえば民族系の会社の中ですでに七社がいわゆる債務超過になっておまして、資本金を超える累積赤字というものが累積されておるわけでございます。これも公表されておりますが、た

たとえば丸善石油、東亜石油、アジア共石、富士興産、その他、これが全部債務超過になっております。債務超過になりますと、銀行の方の融資もいろいろ問題が生じてくる。

それから、先ほど先生からお尋ねのありました標準価格によりまして相当一息ついたという形になっておりますが、標準価格を計算いたしましたときに、これは日本におきます精製企業の平均価格をとるといふ計算でしておりますから、結果的には外資系にとっては若干黒字の余裕がある、しかし民族系の中の何社かはこの標準価格に達してはまだ赤字が残る、こういう価格であったわけでございます。そうなりますと、標準価格が達成いたしましたとしても一部企業にはやはり赤字が残るおそれがあるわけでございますし、いわんや先ほど申し上げました累積赤字は消せないという形でございますので、標準価格で若干小康状態を石油業界は得ておりますが、しかし、基本的には問題は解決されてない。やはり構造改善をやらなければ問題は解決されないという事態にあるわけでございます。

○板川委員 新聞報道によりまして、外資系のエッソ、モービル両社は五十年一月—十二月、五十年暦年の決算で史上最高の黒字を出しておる、こういう報道があります。経常利益でモービルが八十四億円、エッソが八十八億円の黒字である、しかもそれは前年に比較いたしました数倍、モービルのごときは三・九倍、こういう利益を上げておるといふ報道がございまして、昨年一年間には民族系の赤字が膨大な数字に上っておるといふときにエッソ、モービルのようなメジャー系が史上最高の黒字を出すということは一体いかなる事情があるのか、どういふ結果によって、このように一方においては民族系が大赤字を出して、外資系は史上空前の利益を上げておるのか。いまのお話では、外資系も赤字のように言いましたが、この二社が特に史上空前の黒字を出しておるといふのは、どういふ関係でしょうか。

○増田政府委員 外資系と民族系の収支の状況

に、片方は非常に暗い、片方は史上空前という決算を発表するというふうな、明暗が非常に分かれておるわけでございますが、しかし、外資系の中にも、たとえばシェルグループなどは相当大幅な赤字が出ておられますので、外資系が全部いいというわけではございません。エッソ、モービルにつきましては、先ほど先生がおっしゃられましたように、エッソは五十年の決算では経常利益八十七億、モービルが八十三億、これはその前年がエッソが三十八億、モービルが十九億でございますので、非常に大幅に黒字がふえたということでございます。

これらにつきましての原因、つまり外資系と民族系との差がどこに生じておるかということについて、私も聞き取りをやりまわしたり、いろいろ調査しておりますが、従来言われておりますように、原油の価格が非常に差があつて、メジャーが提供する価格が二重価格のために、民族系は高いものを買ひ外資系は安いものを買つておるといふ価格差につきましては、むしろこれはほとんど存在していない、あるいは従来あつたものが民族系からも非常にこれに対して抗議をすることによつて、ほぼ価格差が縮まつたというふうな私どもは思つております。ただ、取引の価格以外に、たとえばユーザンスについて相当長期になつておるとか、あるいは原油購入価格について特別な融資が行われている、その金利が安いという差が若干原油価格にはね返るといふ点があると思ひます。

それから、民族系と外資系との間に非常に価格差が生ずる大きな原因は、ガソリンの販売につきまして、外資系がむしろ非常に大きなシェアを占め、民族系が少ないという点にあるかと思ひます。現在の価格がガソリンがわりあい有利になつておりました、景気の停滞に伴ひましてC重油あるいはナフサその他、生産に直結するものの需要が減つておりますために、それらの価格が、原油価格が値上がりしたのに伴つて値上がりがなかなかできない点から、ガソリンが比較的有利になつて

いる。そうすると、ガソリンを多く扱つております外資系、先ほどのエッソ、モービルにつきましては、ガソリン比率が非常に大きいところからこの利益が出た原因があると思ひます。

それからまた、外資系と民族系の差には、民族系の設備がわりあい新しいということから、その償却あるいは金利負担というものが出ておりました、それらを総合いたしました民族系と外資系との間に格差が生じたというふうな私どもは考へております。

○板川委員 エッソ、モービルについては、いまおっしゃられたように、ガソリンの比率が二二%、一三%であるのに対してモービルが二二%、エッソが一七%、さらに金利の負担、販売費、管理費が非常に安い、こういうことが言われておりますが、これは差別をしろと言つてわけじゃないのです、特に最近、乗用車の比率が非常に高まつてくると、シロモノというガソリンの要求が強くなるのです。ですから、このガソリン精製の比率を高くしない限りは、民族系はどうやっても追いつかないのじゃないですか。この辺のバランスを図る調整といひますが、これはいまの石油政策の中で不可能でしょうか、その点を伺つておきたい。

○増田政府委員 このガソリンのシェアを民族系の方に広げて、それによつて収支を直すというの、一つの方法かと思ひますが、ただ、現実にはガソリンに対する販売力が民族系は非常に弱くて、外資系が強い。つまり、従来からの特約店の組織あるいはガソリンスタンドの組織というものが外資系は強くて、それで民族系はむしろ、産業に石油製品を納める、たとえばC重油を鉄鋼会社とかセメントに納める、ナフサを石油化学に納めるというところから自分の営業の重点を持つておつたわけです。これが現在のようになつておつたわけです。この収支に差が出てくるわけでございますが、そういう意味からいいますと、むしろガソリンをふやすよりも価格体系というものを直す方が民族系に対する救済策ではないかというふうな言われて

おりますし、また、ガソリンの絶対量をふやすということになりまして、これはガソリン市場というものは非常に崩れやすい市場でございます。ことに七月一日からガソリン税の増徴もありませんし、これを数量をふやすことによつて簡単に解決できないのではないかと、このように思つております。

それからまた、私どもの方の石油政策あるいは石油産業に対する行政指導につきましては、外資系と民族系に対する差別待遇、あるいは外資系を抑えて民族系を無理して引き上げるといふ政策は、原則としてとらないということから従来からやつております。

○板川委員 わかりました。アメリカのように、ガソリンの方が比較的安いという価格体系も将来あり得るわけですね。価格をもつて調整する道もありまして、いろいろお考えのようですから、承つておきます。

現在、外資系と民族系のシェアの比率はどの程度になつておりますか、それを承りたいと思ひます。

○増田政府委員 お答えいたします。

昭和五十年末におきます外資系と民族系とのシェアについて申し上げますが、まず精製能力、これは設備で申し上げますと、民族系が四九・五%、外資系が五〇・五%、外資系の方がやや設備能力が多いわけでございますが、ほぼ等しいというところでございます。

次に、販売シェアについて申し上げますと、民族系が四六%、外資系が五四%、これは販売実績から出ました販売シェアでございますから、外資系の方が五〇・五%の設備を持つて五四%の油を売つておりますから、それだけ操業率も高いといふことにもなるわけでございます。

○板川委員 先ほどから再三話がありましたから、あえて聞く必要もないと思ひますが、このメジャー系の位置づけというのを、将来、民族系と半々ぐらゐの位置で置いていこう、メジャー系をずつと抑えて民族系を拡大していくという意思はない、こういうふうなことをおっしゃられておりますが、そう解してよろしいかどうか。

○増田政府委員 そのとおりでございます。やはり世界におきますメジャーの石油の獲得力、また非常に多様な品種を直ちに供給できるということその他からいひまして、メジャー系で日本へ来ております石油の精製業者あるいは元売につきましても、私どもはやはり同じような政策をして差別をしない、しかし、両方のシェアは五〇・五〇に保つていくというのが今後の石油政策の方向として正しいのではないかと、このように思つております。

○板川委員 わかりました。

いままでの質問で、石油業の再編成を促進しようという本法案の改正のねらいというのは、次のようなことであると理解してよろしいかという点であります、民族系の企業が、このまま放置すると外資系との経営格差はますます拡大する、民族系は自立不可能となるおそれがある。民族系がもしつづける、あるいは外資系の傘下に入る、こういうことになれば、メジャーを中心とする外資系が市場を独占する。これはわが国の経済の安全保障の上からも好ましくはない。またそうあることは、昭和の初年の松方石油の例を引くまでもなく、これは松方がソ連油を安く入れて、それがメジャーの外資系の石油会社の袋だたきに遭つて結局つぶれていって、しかも松方石油がなくなつたら石油の値段が大幅に上がった、こういう例があるわけでありまして、また過般の石油危機の例を見るまでもなく、わが国の国民経済上から言つてこれは好ましくないのだ、だから、この際、弱体な民族系の集約を図つて自立する力を与えることは、メジャーの独占支配を排除し、あわせて安定供給という石油政策の基本に通ずる道だ、こ

ういふふうな意図から行われようとしているのだというふうな理解してよろしいかどうか。

○増田政府委員 気持ちとしてはいま先生のおっしゃられましたことと考えておりますが、ただ、松方石油のようなあいつり方方をメジャーがいま世の中でやるとは思っておりません。また、現在日本へ来ております外資系あるいは外資を受けております日本の会社のビヘービアと申しますか、行動は、これは非難されるべきものはそうないと思えます。また、民族系と比べて外資系の方がけしからぬというふうには私も思っておりません。ただ、先生がおっしゃられましたように、最終ぎりぎりのときの、つまり経済安全保障の問題になったときに、民族系を持たない国というのは非常に危険ではないかというふうに私も思っております。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとは言えない考え方だろうと私は思っています。

次に伺いますが、再編成の段取り、将来の形、こういうものをどういうふうな構想しておられるのですか。再編成の究極的な手順と位置はどういう形を構想しておられるか、伺っておきます。

○増田政府委員 再編成の青図と申しますか、今後の方向でございますが、これは昨年の十二月の総合エネルギー調査会の石油部会の答申に掲げられておりますように、民族系を二ないし三のグループに終局的には持つていくことと申しております。ただ、これも先ほど岡田先生に御答弁申し上げましたときに触れましたように、直ちに二ないし三のグループに集約化して合併をやらせるというのではございませんで、やはり事業提携とかいろいろの形を通じて徐々に持つていくというところになると思えます。しかし、方向としてはそれはそれに向かつて一歩一歩進めていく、そして現実的に処理していく、こういうふうな考えております。

○板川委員 二ないし三のグループというのは絶対的な考え方ですか、それとも弾力性を持つ考え方ですか。

○増田政府委員 これは弾力的に考えていきたいと思えます。

○板川委員 私は、本法のねらいである合併、買取よりも、いま石油企業間で行われておる業務提携という内容を促進させる方がまず先決ではないでしょうかという感じを持つておるのです。合併、買取というあり方は、確かに効率的な構造改善の近道ではあります。しかし、それを取り決める各社の重役は、自身の存在に関する問題でもありませんし、従業員も待遇上の差があつて、一足飛びに行うことは期待してもなかなか困難なものがたくさんあります。ですから、結婚と同じで、合併、買取というのは簡単にやり直しがきかない性質のものだ。それならば見合い後の交際期間のように、まず企業相互の業務提携を促進することの方が必要じゃないだろうか、こう考えますが、この点はどうお考えですか。

○増田政府委員 私自身も、たいたい板川先生のおっしゃられましたとおりが正しいと思つております。一挙に合併その他持つていくことにつきましては、これはいろいろな前提条件があります。理想の形としては合併、集約化が望ましいけれども、やはりその前提条件が満たされないうちに無理を行えば、かえつて石油の安定供給にマイナスになるのではないかと、いうふうに思つております。そういう意味で、いま先生がおっしゃられましたように業務提携というものをできるだけ支援する、そこでいろいろな空気ができて将来の集約化に進むという段取りを踏むべきだということにつきまして、通産省といたしまして、たとえば油槽所の共同化あるいは備蓄基地の共同の建設につきましても積極的に支援をいたしていきたいと思つております。

ただ、ここで申し上げたいのは、石油の構造改善、集約化のための支援資金として今回石油開発公団法でお願いいたしておりますものにつきましては、これは百億円用意されておりますが、今年

度中に百億円どうしても出資できなければならぬという性格のものではないと思つております。先ほどから申し上げておりますように、今後集約化が行われ、構造改善が行われるのに対しまして政府としての姿勢を示し、またその必要があつたときにはいつでも援助ができるという体制を整えるということと申しております。そういう意味で、先ほど先生がおっしゃられましたように、一挙に合併ということについては、私もそのとおりだと思つております。また、じみちないろいろな手段、つまり先ほど言われましたような業務提携その他を通じて、これについても政府として応援するというものを通じて民族系の体質強化を図りたい、こういうふうな考えております。

○板川委員 業務提携が現在いろいろな形で行われておりますが、その中でどういふ業務提携が本法の対象になり得るのでしようか、これを一つ伺つておきます。

○増田政府委員 現在、各種の業務提携が行われておりますが、これらにつきましては、本法の改正の対象であります石油開発公団を通じて融資、出資の対象にはなりません。これらの業務提携その他につきましては開銀融資とかその他で応援をする、また、備蓄の共同基地につきましては石油開発公団の別の臨時業務といたしまして出資、融資をする、こういうことでありますが、今回の改正をお願いいたしております対象は、販売部門、つまり元売間の集約化事業、具体的には申しますと、合併とかあるいは販売部門の統合が行われたときにこの資金が発動する。それ以外の業務提携その他につきましては、これは個々のケースによつて違いますが、ほかの資金的応援をするということ、大部分が開銀資金の対象になる、こういうふうな考えております。

○板川委員 では、たとえばこういう場合は本法は対象になりませんか。将来、中国原油をひとつ拡大輸入して、こういう方針をとられた場合に、御承知のように、中国原油は重質油ですね。

で、これは分解装置をつくらなければ大量に使用するというのはむずかしい。限界があります。現在、四〇％生だきにし、六〇％精製されておりますが、この量がふえますと、共同して分解装置をどこかの精製所につくらなければならぬ。そこで、その施設を共同で利用する。各施設につくるというのは大変です。だから、そういう場合、この委託精製などという場合に、本法は適用になりませんか。融資の対象になりませんか。

○増田政府委員 いまの中国原油の共同処理と申しますか、その設備の設置につきましては、本法の対象にはなりません。ただ、いまのような重質油分解装置の設置というものを推進するためには、開銀資金を通じてその設置を推進したいというふうな考えております。

○板川委員 私は、この種の構造改善事業を推進すること、これも緊急の課題だと思つておりますが、この業務提携によつての最大のメリットというのは交錯輸送の解消にあるだろうと思つております。交錯輸送の解消は、石油資源の浪費を防止し、陸上、海洋の交通公害、大気汚染や海洋汚染を防止し、国民経済的にも大きなメリットがあるはずであります。

交錯輸送の解消の必要性を強調したのは、大協石油の石崎論文があるのです。これは御承知と思つております。石油輸送に二百億円のむだがあるんだ、交錯輸送のために二百億円のむだがある、物流コストを削減するため、業界の共同輸送体制が必要だ、こういうことを強調されておる。

この論文によると「石油製品の内地輸送費は年間三千四百億円に達すると推定される。」これは四十八年現在です。各メーカーが各地域に錯綜して輸送する、いわゆる交錯輸送が輸送費を膨張させて一因だ。こうした交錯輸送の排除などで石油三十八社の年間八％の配当に相当する金額が節減できる。一円でも安いエネルギーが必要ないま、石油業界自身がこうした輸送の無駄の排除に全力をあげるべきではないだろうか。「製品の国内輸送は重複輸送でコストを押し上げているのだ。A社

は京浜地区の工場で作ったガソリンを中京地区に送り、B社は伊勢湾岸の精製工場で作ったガソリンを京浜に運ぶ。それらを積んだ内航タンカーが遠州灘沖ですれ違ふといった具合である。というように書き出して石崎論文があるわけでありませぬ。

この業務提携による交錯輸送については、現在パートナージョイント制度があつて、パートナージョイントで伝票操作して、たとえある精製工場が長期の修理に入るとか突然の事故に遭つたとかいう場合にはお互いに伝票で融通し合つていけるわけですね、パートナージョイントをやっているわけですから。こういうものをもっと機能的に働かせるならば、交錯輸送のメリットを相当上げることが出来るのではないか。石油企業の合併なり再編成なりというのは、確かにそれは一つの目標であつていいが、当面、こういう交錯輸送の解消に通産省はもっと行政的な指導を発揮すべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○増田政府委員 現在、石油の元売が非常に多いために、結局その製品が交錯輸送になり、非常にむだになつておる、この石崎さんの論文は私も読みまして、非常に教えられるところが多かつたわけでございますが、現在のような体制ということですが、やはり自分の製品を関東にも売らなければならぬ、あるいは関西にもということ、いまのような交錯輸送が行われているというのが現状です。これは資源のむだであるのみならず、先生のおっしゃられましたように、いろいろな意味で弊害も生ずるわけでございます。そういう意味で、業務提携その他で交錯輸送をできるだけ減らすということをおもひます。

〔渡部(恒)委員長代理退席、委員長着席〕
現実にはいま新聞なんかにも出ております、たとえば三菱石油と大協石油の相互の業務提携、これは相互で製品を融通し合うということで近く正式契約になる予定でございます。これは、御存じのように大協石油は四日市にしか工場がない、そして三菱はまた名古屋近辺に工場がありませんで水

島と川崎にあるということで、両方が相互に融通し合いますとこの交錯輸送がなくなるわけでございます。そういう意味で、業務提携を通じて交錯輸送を削減するということにつきまして、私どももできるだけ推進したいと思つております。

この業務提携ということによつて交錯輸送が相違なくなつていくわけですが、私は、やはり最終的には集約化が行われて、そして一つのグループの中で交錯輸送を整理するということが必要だと思つております。そういう意味で、先ほどから申しております民族系企業の二ないし三グループの集約化、これは相当遠い将来、それまでは業務提携その他でやりますが、そういうことをやればこの交錯輸送の問題も解決されると思ひますし、また、先ほど先生から御指摘のありました、たとえば中国石油も入れて処理するための重質油分解装置、これはいまの各精製会社ではなかなか設けられない。共同して設けなければならぬ。共同して設けるときには、先ほど御答弁申し上げましたように開銀資金でやるということでございますが、しかし、さらにこの集約化が進めば、当然そこで各グループごとに重質油分解装置を設けても、これは採算に合うわけでございます。そういう意味で、これらの問題を解決するために将来構造改善を行う、そしてそのために政府が支援するという体制が必要だということに思つております。

○板川委員 こういうふうに理解していいですか。交錯輸送を解消するために、この再編成が進めばさらにそれがやりやすい状態が生まれる、だから再編成はぜひ進めたい、こういうふうに答弁したと思つてよろしいですか。

○増田政府委員 そのとおりでございます。この再編成が進めば交錯輸送の面に大きな改善が達成される、こういうふうな思つております。

○板川委員 交錯輸送については、とにかく現状でも可能な限りひとつ積極的に指導してもらいたいと思ひます。いまは業者間の各自の自由な意思に基づいてやらせておるわけですが、これこ

それは行政指導を発揮すべきじゃないだらうかと思ひますから、これはひとつぜひ積極的に取り組んでもらいたいと思ひます。

次に、大臣に、先ほど岡田君からも質問があつたのですが、再編成問題と自民党内の動きというものについてひとつ伺いたいと思ひます。

昨年末、通産省が共石八社に対して体質改善についての文書による勧告をした。通産省の再編成構想に基づいてそういう勧告を文書でやったところが、通産省のそういう再編成構想に、丸善石油などが中心に各社も反対の意思が急に燃え上がった。新聞等には、大協、日石、出光各社長などがこの再編成構想に反対の発言をしておつた。二月三日ごろ自民党内に石油問題調査会というのが発足して保利会長を立てて、実は自民党内の多数の議員が殺到してこのメンバーに加つたというふうな伝えられておる。しかも、この自民党の石油問題調査会なるものは、通産省の構想は行き過ぎである、こういう批判を集中しておつたように見えます。

〔委員長退席、安田委員長代理着席〕

そういう中で、通産大臣は、再編成は必ずしも急ぐわけじゃない、こういう消極的な発言をする。増田エネルギー庁長官は、無理しない、百億円は何も使わなくてもいいのだというふうな意味の発言をされたら報道されておる。ところが、三月月になりまして、反対の急先鋒であつた丸善石油が共石系に対して、向こう七年間五万バレルの委託精製契約を申し込んで、業務提携を図らうということが報道されておる。どうもそういう報道がされた後に、自民党石油問題調査会の活動というのが余り華々しくないようにわれわれ感じるわけですね。

どうもまことに目まぐるしい、変転きままりない動きであります。自民党内では、いまでも通産省の独善は許さぬというふうな空気があるのではありませんか。それとも、丸善石油が業務提携を申し入れたことによつて、そういう空気が一切ない、十一月ごろ結論を出すというのですが、その結論

とこの法案とは実はどういう関係を持つのでしょうか。自民党内の動きについてひとつ、わかつたら発言願いたいと思ひます。

○河本国務大臣 昨年の秋、石油業界がOPECの値上げを契機といたしまして、かつまた、大幅な為替変動を背景といたしまして経営状態が急速に悪化しておる。すでに形式上二千億の赤字が出ておるが、これも過去の蓄積を全部使い果たしてこの程度におさまつておるのであつて、実質の赤字はさらに大きい、今後は年間数千億の赤字を負擔しなければならぬので、こういう状態ではとても経営がもたない、何とか現在の危機を打開するように通産省の方も配慮してもらいたい、こういう要請があつたわけでありませぬ。

私も実情を調べてみましたところ、日本のエネルギーに一番大切な石油の経営状態が非常に悪化しておるといふことが判明をいたしましたので、それじゃひとつ全力を挙げ、あらゆる方法で経営の立て直しということに対してお手伝いいたします。ただし、石油業界において、やはり自主的な体質強化のためのいろいろな工夫、努力というものをこの際やつてもらいたい、事が起るたびに通産省へいろいろなことを持ち込まれるのもいがかかと思ひますので、ひとつこの際、自主的努力を要請したい、こういうことを言いましたところ、よくわかつた、そういう方向で自分たちも必ず努力をする、そういうことで、一連の石油企業の経営を強化するための対策を、御案内のように昨年の秋以降とつたわけでございます。

幸いにいたしまして、関係方面の御了解をいただきまして当面の危機状態は解決できたと思ひます。経営は、標準価格制度の浸透等によりまして著しく改善されたわけでございます。昨年の秋の、ような危機状態ではなくなつた。そういう意味で、一刻一秒を争つておりました体質強化ということも、若干の仕上げに時間的な余裕ができた、こういう判断がひとつ、そこへもつてきて、自民党の方で、石油問題は非常に大事であるから、一回党としても根本的に検討したいというので、大

型の調査会がスタートしたわけでございます。そういう諸般の事情を判断をいたしまして、産省といたしまして、秋ごろには自民党の石油問題についてのおよその見通しがつくであろう。こういうことでございますので、その判断を待つて最終の決断を下したいというのが現時点の状態でございます。

なお、これにつきまして二、三の御質問がほかにごございましたので、その点につきましては長官から答弁をさせていただきます。

○板川委員 そうしますとちょっと気になるのですが、この法律が通っても、再編成が動き出すのは、この秋に自民党の結論が出ないうちはこの法律は動かないということですか。そうなら、別にこれはあわてて通すことはないのですが、この点、自民党の十一月ごろ出すという結論とこの法律との関係はどうなんですか。

○河本国務大臣 自民党のいろいろ検討は検討といたしまして、石油業界の体質強化ということ、これはどうしてもやらなければならぬことだと思っております。しかもそれは、党の指導とか政府の指導とかいうことで今回はやらない方がよろしい、むしろ業界の自主的な判断でやるべきである、また、業界の自主的な判断でやらなければ効果は上がらない、こういう考え方でございます。したがって、その間、業界の自主的な判断が進んでいきますならばそれにこしたことはないと思っております。まして、そういう意味で今回の法律案をできるだけ早く御審議をお願いしたい、こう考えているわけでございます。

○板川委員 わかりました。自民党の結論と関係なくこの法律を通して、そして業者の自主的な動きによればこの法律は働きますということですね。自民党が結論を出さないうちは法律は通っても働かない、というのなら意味がない、実はこう思ったわけですか。

予給も鳴っているようですから、最後に、中国原油の輸入問題について一言大臣に伺いたいと思

うのです。

昨年は八百万トンの輸入の実績がありました。ところが、五十一年度、こしは六百万トンしか入らない、こういう報道があります。実は私もは、中国原油を年々拡大輸入することは、日中友好の上から言っても、またアジアの平和の上から言っても必要な政策だと思つて、大臣もその点から国にみずから行かされたり、あるいは担当者派遣したりして熱意を持っておると思つていますが、どうも最近中国原油が停滞ぎみだというのは、どこに原因があるのでしょうか。中国側の政変に原因があるのか何いいます。

○河本国務大臣 基本的な中国原油に対する考え方というものは、いまの御意見と全く同意見でございます。

ことしの一月から三月までの輸入量が、昨年の月別の輸入量に比べて相当減りました。そこで、昭和五十一年度の契約ができましたのは三月末でございますので、すでに三月月経過いたしました。過去三か月間に相当輸入量が実績として減つておりましたので、ことしの分を六百万トンないし八百万トン、こういうような協定になつたというふうな承知をしております。でありますから、四月以降の輸入量は昨年より決して減ることはない、こういうふうな私どもも考えておるわけでございます。

なぜ一月から三月までにこちらの希望よりも減つたかということについていろいろ聞いてみたわけですが、先方の説明は、現在中国は石炭を中心とするエネルギーとしておられるけれども、石炭の増産がなかなか思うようにいかない、しかも国内の産業建設がどんどん進んでエネルギー需要といふものがふえている、石炭で賄うことができないので、勢い重油をその方に回すということになつたので、海外に対する輸出の余力といふものが減つてきたわけだ、こういう説明でございます。決してこれまでの経済政策や貿易政策が変わつたわけではない、こういう話でございますし、基本

的に貿易政策や外交政策あるいは経済政策が変わつたのではないということにつきまして、先般英国の外務大臣も中国を経由いたしました日本に來ましたが、そのときもそういう御意見でございましたし、また日銀総裁の森永さんも先般約十日余り中国に行かれました、各方面と接触をせられたようでありまして、やはり同意見であつたように思つております。でありますから、基本的な貿易政策は変わつておらぬと思つております。ただ国内の需要が激増したということが最大の理由であつたと思つております。

また、日本といたしましても、現在重質油を大量に消化できる状態ではございませんので、六百万トンないし八百万トンというこしは数量といふものは日本側にとつても大体妥当な数量であるう、こういうふうな理解をしております。

○板川委員 時間がありませんので、これで終わりますが、中国原油を年々拡大輸入するという方向に努力してもらいたいと思つております。そのため、先ほど言ったような分解装置の共同設置といふような問題も、国内として解決しなければならぬものもあるうと思つております。前向きに取り組んでもらいたいと思つております。

特に大臣は三木派の総帥ですから、中国要人から入つた話として私は一言申し上げておきたいのですが、三木総理は、田中前首相よりも中国に友好親善的な発言をややして、総理になる前の副総理時代ですね、ところが、いざ総理になつたら日中問題は一步も進まない、これは結局決断がないからではないだろうか、期待に反する、こういうふうな考え方が中国人の中にあるやうであります。ぜひひとつ中国に対する前向きな態度を、石油の輸入拡大という方向を態度で示すように努力してもらいたいといふことを要望して、私の質問を終ります。

○安田委員長代理 午後二時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後二時五分開議

○武藤(壽)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。神崎敏雄君。

○神崎委員 今回の改正案は、公団のこれまでの業務に、民族系を中心とした石油元売企業の集約化に對して出資、融資する業務を加えるというものであります。そこで、民族系企業の再編、いわゆる集約化の必要性についてまず伺いをいたします。

○増田政府委員 お答え申し上げます。

民族系企業につきましては、最近の経営状況その他を見ますと、石油業界の中にもありますが、外資系の企業に比較いたしますと非常に経営状況が悪いという実情にございまして、これはいろいろ原因が重なつて出てきておると思つて、しかし、結果的には一部の外資系企業は非常に黒字と

いうことで、決算も黒字決算を出しておりますが、それに引きかえまして民族系企業の中の一部は、たとえは資本金を上回る累積赤字、いわゆる債務超過の状況になつておるといふのが数社ございまして、先年末に出しました標準価格によりまして相当一般の価格は戻つてきておりますが、それにもかかわらず民族系企業の中には赤字が続いておりますし、また従来の累積赤字といふものが解消されてないといふ状況にございまして、そういうことで、日本のエネルギーの大宗であります石油を供給いたします産業の中の民族系企業といふものが非常に経営的な苦境にある、ここに構造改善の必要性も出ておるわけにございまして。

○神崎委員 昨年八月十八日の資源エネルギー庁石油部のメモ「石油政策のあり方について」では、石油産業、特に民族系企業の経営内容はきわめて悪化しているとしていますが、外資系に比べて民族系の経営状況が悪いといふのはなぜなのか、民族系は外資系と比べてどこが違うのか、この点の違いを教えてください。

○増田政府委員 民族系企業が外資系企業に比べて経営状況が悪化したしております原因につ

きましては、一つには、石油危機のときから昨年の初めぐらまでの間に若干原油の価格に差があったわけでございます。外資系企業が日本へ輸入したしております原油の価格と、それから民族系企業が輸入しております原油の価格と比較いたしますと、二重価格になっております。差があつたわけでございます。これにつきましては大体五十一年の初め、つまり一年半ぐら前からこの問題はほぼ解消されておりますが、ただその間、二重価格によります経営の差というのがございまして、その影響がまだ現在も残つておるといふことは言えるかと思ひます。

それからまた、現在の原油価格につきましては、いま申し上げましたようにほとんど同じ価格にはなつておりますが、ただ取引条件、たとえばユーザンスをどうするか、あるいは原油の購入のための特別の融資を受けているときの金利がどうなつていくとかいふことで、そういうことからそれがはね返つて原油価格について結果的に差が出ているというものは現在も残つておるわけでございます。

それから、最も大きな原因と申しますのは、従来から外資系企業がガソリンの販売に強く、それから民族系の企業は、むしろ日本の中にある産業、製鉄とかセメントその他の企業に對してC重油とか、あるいは石油化学に對してナフサを供給するということで、産業の方に営業が主力を向けておつたという点がございまして、現在の石油製品価格というものがガソリンについてはわりあい有利な価格になっており、それからいま申し上げましたナフサとかC重油につきましては産業が停滞いたしましたためにその価格が低いという点から、ガソリンをたくさん扱つております外資系の企業の収益率がよくなつておるといふ点が出てきております。

それから、最後にもう一点申し上げますと、民族系の企業の中には相当新しい設備がございまして、これがまだ償却が相当行われなければならぬ。ですから、その償却費とかあるいはこれを建

設するために借り入れました設備資金の金利の支払いというのが相当かさんでおるといふことで、支払いの金額を比較いたしますと民族系企業の支払いの金利が相当多いという点がございまして、そういうような点も重要な点があるかと思ひます。

現在民族系企業の方は非常に苦境にあり、外資系の企業は、全部とは申しませんが、一部の企業は相当の利益になっておるといふことで、同じ石油産業でありながら格差が生じておるといふのが現状でございます。

○神崎委員 民族系は高利潤のガソリンの生産比率が低いということ等が理由になつておるが、供給されている原油の購入条件そのものに格差が三月二十五日の本委員会、「メジャー」は、現在はいわゆる系列と非系列との間にほとんど差を設けてない、たとへばエクソンは「民族系」といふゆる非系列の会社とそれから系列会社とは全く同じ価格で最近供給しておる。こつちういふ答弁をいただいておりますが、この見解は今日も変わりはないのか、いまの御答弁との間には矛盾がないのか、この点をお聞きしたい。

○増田政府委員 昨年の三月に当委員会では原油価格についての御質問がありましたときに、昨年の三月現在の状況について御答弁申し上げたわけですが、大体外資系と民族系に對する価格の差別がなくなつておるといふことで、ただいま神崎先生のおっしゃられたとおりのお答えを申し上げます。

それで、先ほどもお答えいたしましたように、大体五十一年の初めごろにこつちういふ二重価格というものがあるわけでございます。これにつきましては、私どもの方からも価格差というものについて外資系の企業に注意を与えましたし、また、民族系の企業に對して、外資系と差があるからこれについて十分価格交渉しろといふことを言つたわけでございますが、その結果、昨年の初めに至りまして二重価格がほぼ消えたといふことでござ

います。それから、いま先生から挙げられましたエクソンにつきましては、これはほとんど二重価格がそのときの会社にもなかつたわけですが、エクソン以外の会社には四十九年を通じては若干あつたといふのが事実でございます。

○神崎委員 それでは、具体的な事例を挙げながら質問を続けていきたいと思つておるのですが、長官が全く同じ価格で供給していると言ひ、まさにそのエクソンが、いまガソリン増販のやり方で問題になつておるといふことを御存じかどうか。エクソンの一〇〇%子会社であるエッソ・スタンダード石油は、増販のため多額の報奨金を裏金として出しておる。こつちの二月、エッソの仙台支店は、年間のガソリンの増販量百キロリットル以上販売したがガソリンスタンドには、ハワイ旅行に行かせるなどやみりべつを出すと、さらに一月から四月の間のガソリンを中心とした販売目標を達成したスタンドには、ハワイ旅行と宝島旅行など合わせて二百二十万円のやみりべつを与えるなど、こつちういふ文書の特約店、販売店に出して、三百六十五日販売りまくれ、こつちういふ増販に駆り立てておる。

一方では通産省の旗振り価格を引き上げておきながら、他方では裏金をばらまくといふ非常にあくどい商法である。しかも、エッソは五十年度で八十八億円の経常利益を上げ、エッソ、モービル系の精製販売三社の利益は二百六十八億円にも上つておる。政府が民族系企業は大赤字だと言つておるときにこつちういふことができるのは、単にガソリンの生産比率が高いといふことだけではなく、メジャー系企業としての原油の購入条件そのものに優位さがあるのではないか。こつちういふような出来事についての問題と行政指導、あるいはいまいま挙げたような問題点について、ひとつつきわめて具体的に、私が納得できるような答弁を求めたいと思ふ。

○増田政府委員 外資系の一部、いま先生からエクソン、日本はエッソでございますが、そのガソ

リン販売について、相当秩序を乱すと申しますか、リベートとかあるいは報奨金その他で無理な販売を行つておるのじゃないかといふ御質問でございますが、私はいまのような事実は聞いておりませんが、ただ、一部には外資系の企業がガソリンの販売について相当強力な措置をとつて、従来の実績を何割か超えておるのではないかと申すか、値引きをしておるのではないかと申すか、他から言われたことがございまして、これは石油部長を通じてエッソの方に、こつちういふ事実はあるかどうか、それからもし事実があればガソリンの過当競争といふものをやめてもらいたいといふ申し入れをいたしております。

こつちういふことから、私の方は現在こつちういふことは改まつておるもの、あるいはこつちういふ事実はないのじゃないかと思つておりますが、ただいま先生の御指摘でございますので、なお事態をよく調べまして、もしこつちういふようなことがありましたら、十分注意をするようにいたします。

○神崎委員 いつものことなんだが、もしこつちういふことがありましたらこつちういふことになって、いづも私とやりとりしなければいけぬようになるので、もしこつちういふことがありましたらこつちういふこととは、答弁としてはこつちういふ言ひ方をしなければならぬのでしようが、その公の場所の責任ある質問で、こつちういふ言ひ方を質問はしない。その事例を握つた上で、当局の考え方なり、これからそれによつて行政措置その他をやつてもらいたいためにやるのであつて、推測や架空のことを申し上げておるべきでない。

こつちういふことで、注意もされ、いろいろおられるといふことですが、いま挙げたのは、ことしの一月から四月のことを言つておるのです。こつちういふ四月三日の新聞もあるわけですが、「東北せき」といふ新聞をお読みになつたことがありませうか。

○増田政府委員 それは読んでおりません。

○神崎委員 そうしたら、早速あなたの方で「東

北ぜんせき」という新聞を、ここにありますがよくお読みになって、具体的な手を打っていただいて、こういう法案が出てくる段階ですから、こういうことはきわめて相矛盾するものですから、適切な処置をとられるように要求しておきます。

次に、昨年の十二月二十二日の総合エネルギー調査会石油部会の答申も、外資系石油企業は原油供給の安定性に恵まれているだけでなく、原油購入条件等でも優位にある」と明確に指摘しております。このように購入条件そのものに格差があれば、メジャー系企業がますます侵食しシェアを拡大していくのが当然のことである。こういう問題を放置して、民族系企業の集約化を行えば何とかなるだろうという考えは通産省の机上のプランにすぎない。実務的には、わが党がかねてより主張しておりますように、メジャーの実態を明らかにし、必要な規制を加えることこそが今日の石油問題の中心である。

総合エネルギー調査会石油部会においても、メジャーの事業活動が透明性を欠いている事態を解消しなければならぬ、こういうふうな主張しております。わが国のエネルギー政策の将来を考えると、メジャーの行動の透明化や規制は避けて通れない問題である。メジャーの実態を明らかにするために今後どのような手だてをおとりになるうとしておられるのか、この点についての考えを聞きたい。

○増田政府委員 日本国内のいわゆる外資系、この中で大部分がメジャーの資本が入っておりますが、現在までの実績を見ますと、この外資系の企業が、日本の石油供給については、日本にとってマイナスになるような行動をしたことは、民族系と比較し、まして外資系が非常に悪いというようなことは現在までのところはないというのを私はここで言えると思っております。

ただ、やはり外資系の企業はメジャーの本社のいろいろな方針に従わなければならないという場合がありますから、そういう意味で民族系の方が自主

的に判断して行動ができる。メジャー系の外資会社は、問題があったときに、やはり本社と申しますか、メジャーからのいろいろの指示と申しますか、そういうものが出てくるのではないかと、そういうところに、最後にいろんな問題が起こったときに、やはり民族系を相当強いものにしておかないと、石油の安定供給についての問題がある、こういうふうな思っています。

それで、ただいま先生のお尋ねのメジャーに対する考え方というものを申し上げますと、私どもとしては、日本の石油産業のあり方としては、外資系を五十、民族系を五十という、従来から、これは石油危機以前からやっております政策を今後続けていきたいというふうな考えをしております。それから、現在、産油国が相当ダイレクトディー、つまり直接取引を行っておりますが、しかしながら、現在日本が買っております石油の約七割は、直接、間接、メジャーの石油を買っております。直接、間接、メジャーの石油を買っております。メジャーの石油供給における力というものも認識しなければならぬというふうに思っております。

それから、先生からお尋ねのありましたいわゆる透明性につきましては、これは外資系、民族系差別なく、私どもは必要な報告を求めて報告をしております。この不透明性という問題につきましては、現在までのところは、あらゆる必要とします内容は報告でとっております。いろいろございまして、このメジャーの透明性という問題は、バリのIEA会議におきましてもいろいろ問題となっておりまして、もっと実態を明らかにすべきだという議論、それがなければ緊急時の対処の実効性問題があるというところはいろいろ議論されていまして、これは国際的にも問題になっておるところでございます。これらの問題につきましては、私どもも必要があれば各種の報告、実態を明らかにすることをやっております。

○神崎委員 これも、四十九年七月二十三日の総合エネルギー調査会石油部会の「中間取りまとめ」です。よく報告を聞き、いろいろと取り寄せたりして調べられているという答弁ですが、お読みになったと思いますが、ここで紹介しておきます。これの十一ページに、「国際石油資本の事業活動についてはその行動の透明性は必ずしも十分でないとの国際的論議がなされており、今後調和のとれた健全な国際石油市場の発展を確保していくためにも、そういう事態を解消することが望まれる。」というように「中間取りまとめ」も発表しています。

もう一つは、五十年十二月二十二日、これは総合エネルギー調査会の石油部会の答申であります。前段は省きますが、「これら外資系石油企業は原油供給の安定性に恵まれているだけでなく、原油購入条件等でも優位にあることが多い。反面、外資系石油企業は、メジャーの行動によりその経営方針を含め影響を受ける場合も多い。」というふうな明確に指摘しているのです。

だから、いろいろ取り寄せたりこういうものを見ておられる立場から見ると、その都度非常に機動的な措置が当局はおとりになっているのかどうか。いつもこちらの方で具体的な事例を挙げて申し上げると、もし事実があればとか、一遍調べてみてからというような発言が返ってまいりますので、あえてこのことを言うてはいるのですが、私は、仕事も忙しいし、非常にたくさんのお話をやらせているので、少くとも長官としてそこまで一々細かいことをやれないということとはよくわかる。何も全部知っておらなければならぬとは思いません。しかし、やはりこういう法案を出すときは、この法案に関連するような過去の経過等をよく部下からお聞きになったり、みずから目を通されたりして、そういう立場で私は委員会に臨んでいただきたい。それでなかつたら、こちらから挙げていただくことが何か一方的な意見になり、やっつけ本位みたいな印象を客観的に与えるものということについて、私の方が遺憾に思います。

だから、そういうことから見て、もう一度、今後の問題もありませんから、特にメジャーに対する透明度についてはさらにわれわれが納得できるような具体的な措置をいまは考えただけでも結構ですから、あすからこういう方向で目をつけていきたいと思いますというように、発表できるなら、私は聞かせてほしいと思っております。

○増田政府委員 外資系、民族系、両方日本に石油企業があるわけでございますが、わが国の石油政策として外資系と民族系に対しては差別をしないということでは従来もやっておりますし、また今後もやっております。ただ、いわゆる外資系、先生がおっしゃられますメジャー系の企業が石油の安定供給秩序を乱すような行為に出た場合、また日本企業として活動するにふさわしくない行動を行った場合、これは私どもは厳重に指導していくことではやっております。先ほどのガソリンの乱売と申しますか、問題につきましては、そういう風聞も若干は聞いております。そういう意味で、これにつきましては姿勢を正す指示を行うということではやっております。

○神崎委員 きよのうところはその程度にしておいて、今後の長官の積極的なあり方に期待をいたします。また、要求もしております。

そこで、メジャーの規制という中心問題を避けて、企業集約化によって民族系の経営基盤を強化するということは、高い利益率を確保するために価格を引き上げるなど、結局国民にしわ寄せをするということになる。

そこで、公取委員会にお聞きしますが、この法案や石油企業の再編について通産省から意見を求められたことがあるかどうかをお伺いしたい。

○熊田政府委員 通産省から意見を求められたことはございません。

○神崎委員 長官、こういうことについては、公取の方の意見を聞かぬでもいいのですか。

○増田政府委員 いろいろ問題がありますときには、私の方も公取の意見を聞きましたり、また、

独禁法の違反のないように所管業界を指導していただきます。ただ、いまのようなことにつきましては、公取と相談したことはございません。

○神崎委員 いままで聞いたことも、これから聞こうとすることも関連があつて、結局この法案は企業の再編集約化、あるいは独占化、寡占支配、こういう線上の問題とかかわり合いが深くあるわけです。そういう観点から私は公取の意見を聞き、通産省としてもそういうことにならないのかどうかというような懸念をお持ちになつて当然じゃないか、そもそもそういうようなことについて考えないところに、この法案の持つている性格が逆に裏づけされているのじゃないか、私はこう思うのです。

そこで、通産省は、元売企業の競争が企業の経営を不安定にしている、だから再編集約化し、競争を制限することを一つのねらいとしている。公取として、このような巨大企業の競争の制限を図ることについては、独禁政策上どのように受けとめておられるか、お考えを聞かしていただきたい。

○増田政府委員 民族系企業が非常に経営が悪化いたしておりますし、このままの状況が続きますと石油の安定供給についても問題が生ずるといふことで、民族系企業を中心といたしまして、将来の形としては二つないしは三つのグループ化を図るといふことで考えております。

これに對しまして、ただいま先生から問題点として御指摘のありましたのは、そういうことを行えば寡占体制というものができるとは、ないか、独禁法との関係でも非常に問題がある、また消費者に対しては寡占価格を形成するといふことになるのではないかと、この問題の御指摘があつたわけでございますが、石油産業につきましては、これは半分は外資系でございますから、民族系が二ないし三に集約化されたからといって、直ちに寡占価格が形成されるというふうには私も思っておりません。

また、グループ化が行われることによって、た

とえば普通言われぬ価格と生産の調整が行われるかといふことでございますが、まずその生産につきましても、これは石油業法に基づきまして毎年度の供給計画を通産大臣が定めることになっております。供給計画に照らして、各社の生産がそれを下回らないように、あるいは大幅に上回らないといふことで、これは各石油業者からの生産計画を報告を受けまして全部チェックをする制度になつております。そういう意味で、そのグループ化が行われたら生産調整が行われて、そして需要に對しまして供給が不足するといふような事態は、通産省の責任をもってそういうことのないようにいたすわけでございます。

それからまた、価格の問題につきましては、ほかの品目に比較いたしますと、石油の価格は、これに灯油を中心といたしまして消費者に直接関係する価格につきましても、通産省では従来からも非常に強い行政指導、監視体制をしておるわけでございます。そういうことから申しまして、グループ化が行われて、そして寡占価格あるいは寡占による生産調整が行われるといふ問題、こういうものはないと私はここで申し上げられる、こういうふう

に思つております。

○熊田政府委員 公正取引委員会としての考え方を申し上げますが、この石油業界の集約化によりまして経営の安定を確保するといふことでござい

ますが、一方において、そういう面でも合理化のメリットといひますか、そういうようなものがあるといふことも考えられますけれども、他方におきまして、この集約化に伴ひまして競争の実質的な制限といふようなものが行われることになりま

す。これは独禁法上問題でございまして、そういう点から、私どもは今回の集約化につきまして十分監視を続けてまいりたいといふふうに考えております。

○神崎委員 公取委員会に要望しておきますが、いつも問題が起こつてから、その調査とか、いろいろあなたの方の立場上のことをおやりになるのですが、起らぬうちからやるということには不

可能でしようけれども、特にこういう大きな企業に關連するようなものが改められて出てくるようになり、あるいは一部改正等が出てくるようになると、これは公取委員会の立場として、この問題が波及効果及ぼさないかどうか、こういうようなこともやはりあわせて研究をしていただきたい。

同時に、その懸念があると感じた場合は、法案が出るまでにそういうことのないように防止するに公取委員会としてもやはり目を向けていくべきではないか。いつの場合でも、事がすんで終わつてからやる。片方はそういうことではないといふことになる。新しい公取委員長におか

りまして、まだきよら来ておられませんか。あなたに言うのですが、かねてから常に通産当局と公取委員会とは見解を異にした意見をしばしばわれわれは体験してきておるわけですね。だから、そういう形から見て、そういうことのないように事前に公取委員会が出動するといふことがより国民的な防止機関になる、こういうふうに思っています。

で、今後はそういう形で任務に積極性を出していただきたい、このように思っています。

そこで、続けて質問に入りますが、さきに触れました石油メソによる、通産省は企業集約化を必要とする石油産業の産業組織上の特質として、需要者に鉄鋼、電力等の巨大企業が存在するため、価格交渉力が弱いことを挙げておられます。これら

の大手需要家との問題は、これまでのように政府として一定の調整を図るであらうが、ガソリンや灯油など国民生活上欠かせない製品については、民族系元売企業を二社から三社に集約することによつて流通業界への系列支配をますます強める、また値上げや価格維持等を図つて国民生活を圧迫する、こういう心配もあるわけであり、事実

またそういうこともねらいともわかない、こういうように思ふのですが、これについてはどう思ひますか。

○増田政府委員 再編成といふものが行われまして、たゞに価格がどうなるか。ことに、いまの答申にもありますように、価格交渉力といふものが一

つの構造改善のための理由として出ておるわけでございます。

これは事実について申し上げますと、石油につきましてOPECが大幅に値上げする、そうしますとそれだけコストが上がるわけですが、そのコストの上がつた分を製品価格には返せざる価格といふものがなかなか通用しない。ことに、その答申に書いてありますように、相手が大きな強い産業ですと、そのし寄せを石油業界が負つてしまふといふような状況があるわけでございます。そういう意味で、正当な価格が通るような価格交渉力を持つことが必要である、私もこういうふう

それから価格維持を図るため元売は販売業者の入手先、販売先についても制限しているのが実態なのです。

その事例の一つとして、無じるし、これの佐賀県石油卸販売株式会社の設立に伴う元売企業の妨害があります。佐賀県石油卸販売はガソリン販売業者の共同仕入れ事業を目的として昭和四十九年十一月二十四日に発起人会を開催しましたが、元売企業に直結した大手特約店が十二月十三日に早速二者会議を開き、会社設立防止対策を協議している。ここで、設立会社の重要メンバーには出荷停止、系列看板の取り上げ等、制裁措置を確認しておる。これに基づいて販売店に個別説得を行ったというのが実例なのです。

この大手特約店の動きに合わせて、出光興産福岡支店は、五十年三月三日、石油卸販売の主要供給者である石川石油商會に山崎販売課長を派遣して、石川社長に対して石油卸販売への供給をとめるよう要求し、とめなければ看板を取り上げる、供給をストップする、こういうふうにおどかしておるのです。さらに三月五日、再び石川商店に向いて、誓約書に署名捺印させておる。そのため石川商店は、出光興産から圧力がかかったので対策を立ててもらわないと供給できなくなると石油卸販売に要請し、同社は福岡通産局の野中稔石油業務係長に善処を依頼したのであります。しかし、通産局では、看板取り上げ行為があった場合には元売と話を、系列特約店と話し合せて調整してほしい、こう言うだけであります。元売や大手特約店が会社を設立させない、供給させない、さまざまな圧力をかけているのに、ただ話し合えということだけなのです。その後、石川石油商會からの供給が続いておりますが、出光に対しては、石油卸販売には中間留分だけでガソリンは納入していないということにしているのです。

このように、元売は特約店の販売先にまで干渉して、これを破れば出荷停止をするということ、これが公然とまかり通っておるといのが今日の現状なんです。商品の入手先あるいは販売先につ

いて自由に選択できないという元売の横暴な競争制限、系列支配について、公取委員長はおられませんが、事務局長ですか、こういう問題はいろいろふうにお取扱いとは思われるか、同時に通産省としてはどう思われるか、こういうあり方について、通産大臣、せっかく聞いていただいているので、いま私が少し長いですが読み上げました事実についての御意見を一緒にお伺いし、さらに増田長官から意見があれば聞かしていただきたい。

○増田政府委員 いま佐賀県におきますいろいろな事実をお伺いいたしました。この無印の問題については先生御存じと思いますが、ガソリンスタンドにつきましては、一時ガソリンスタンドが乱立をいたしましたので、そのために非常にいろいろな弊害が出たわけでございます。同じ四つ角に四つ、各角にガソリンスタンドが建って、そして販売競争を行う、これは投資としても非常にむだです、また国家的な立場に立ちましても、そういう過当競争は何か手を打つべきだという要請が非常に強かったわけなんです。

それを受けまして、昭和四十一年、これは石油危機のずいぶん前になるわけですが、四十一年から通産省の行政指導という形で、ガソリンスタンドの建設調整というものが始まっておるわけでございます。これによりましてガソリンスタンドの乱設というものにつきましてチェックをするという制度を立てまして、一応昭和四十八年ごろまではこの指示によりまして、全国におけるガソリンスタンドが非常に競争してむだに建てられるとか、あるはずで過当競争が行われている地点にむだに新しいのが飛び込んで入るといふことのないように、非常に秩序立ったガソリンスタンド体制というものができたわけでございます。ただ、四十八年の石油危機以後、ガソリンの需要量が大幅に減ったわけでございます。その中において新しいガソリンスタンドを建てますのは、あるガソリンスタンドがやめになったとか、あるいはパイパスができて新しい事態に対処して特別に認めな

ければならないような場合でない限りは、原則としてもう増設をしないということに決ままして、これは全国でそういう実施になっておるわけでございます。

これに對しまして、いまおっしゃられました無印というのは、行政指導を守らないでスタンド業を開始しようというところでございます。ですからこれは行政指導違反に基づいて設立されたスタンドということが言えるわけでございます。今後この問題の取り扱いにつきましては、新しい揮発油販売業法というところで国会に提出しておりますが、御審議を願うことになっておりますが、従来の行政指導にかえて法律に基づく登録制に切りかえるわけでございますが、従来の行政指導時代に、無印スタンドというものがいろいろトラブルが出てきておるわけでございます。

ただいま先生からお話しになりました事実には、若干の行き過ぎの面というものもあると思えます。また、通産局もこの処理に非常に困って、話し合いでやってくれということをやつて、非常に無責任なような印象を受けるわけでございます。無印のスタンドに対する取り扱いにつきましては、非常にそういうバックグラウンドがありまして、この無印スタンドというものが常に正しいというわけにはまいりません。むしろ行政指導違反によって設立されたものであるということだけちょっと申し上げたいと思えます。

○熊田政府委員 ただいまお話しのごさしましたガソリンスタンド業者の仕入れ先を制限をするというふうな事例でございますが、具体的に独禁法上果たして不正な取引方法にこれが該当するかどうかというところは、さらによく調べてみません。いまここで即断をするわけにはまいりません。しかしながら、ただいま先生からのお話を伺いました感じでは、これは不正な取引方法に該当するおそれがあるのではないかと、いふふうな感じがいたします。従来私ども、ガソリンスタンド業者に対する元売のいろいろな制限、無印物等にも関連しまして余り情報を得ておらないのでござい

ますが、ただいまそういう先生からの御指摘もございましたので、これはさらにその事例を詳しく伺いまして、この件は十分に実情を調べてみたいというふうな考えです。こういうふうな事例について、今後そういう情報がございましたら、厳格に措置をしてみたいというふうな考えです。

○河本國務大臣 経過は長官が申し述べたとおりだと思いますが、通産省でもなお事実関係を正確に調べてみたいと思えます。

○神崎委員 私がここでいま御披露したのは、長官のおっしゃる通りに、余り広くない地域にたくさんできて、そしてお互いに困る、そんなのはやはり資本主義社会の現在の状況から見れば、業者自体はそんなことはいらないと思つて、よけいあつたらお互いにつぶれるのですし、どう見たら利益が上がるよりもかえって逆になるのですから、そういう営業の自由とかいうような問題は、まことに論じようと思つていないのです。ただ、ある個人が一つの事業をやろうと思つて、そして会社設立を考えると、たまたま大きな企業である出光などが直接そこに向いて圧力をかけたり、そういうところへ油を卸すようなものにはもうこれからは出荷をしないとか、看板を外せとか、そういうような形で圧力をかけることを問題にしているから、公取委員会の意見も聞いているわけなんです。

だから、そういうあり方、これは一つの実例を挙げたが、あなたも言われるようにいろいろ報告をお読みになっていらっしゃるのです。これも報告も上がっているわけですから、だからここで言いますと、そういう実情をこれから調べて善処する、こういうふうになるのですが、最前も言ったように、これはあのかつての売り惜しみ、買いだめ同時にも問題になったような同類の部分でもあり、同時に、やはり寡占すればするほど事業というものはこういう形になってくる、そして結局は弱い者がいじめられる。そうすると自由競争じゃなしに、むしろ寡占することによって直接国民が過当な価格でしわ寄せを受けていく。

だから、一面は、月に百キロ売ればハワイ旅行やら宝島まで連れていく。赤字で困っているから値上げをしてくれとか、あるいは経営が非常にぐあい悪いのだとかいうようなことでわれわれにいつも審議の対象にされておって、そして中ではそういう余裕があるというところ、先ほど挙げたような利益金もある。なかつたら、そういうことをしません。そのことは、何もハワイに行ったり宝島に行ったりしたらいかぬと言っているのじゃないのですよ。これはやはり経費がかかりますから利潤の上にそれにプラスアルファがなければ、そういうことはお互いできないわけですね。それだったらむしろ販売価格を安くして一般の需要者に供給すべきだ。しかもこういう事業は、国民奉仕の立場から見ても、当然だれかれないに製造して売れるような品物じゃないのです。だからこそ私はそういう立場から聞いているのです。

だから、この問題については、出先通産局が、あなたもおっしゃったように、非常に無責任なような印象を受ける。私は非常に無責任だと思つている、印象だけではなしに。話し合いをせいで言うだけだったら、別に先機関の通産局なんか置かなくたって、あなたの方から電話一本で話し合いせいでだけ言うておたらそれでいいのだ。具体的にそういうような圧力がかかったり、出荷停止をしたり、看板を外させたり、オーバーに言えば強権発動するような、これは独占的企業だからできる問題であつて、一般の問題であつたらそんなことはできないですね。向こうであかなんたらこつちで買えばいいんだということですから。それをなお構造上も寡占化していくということになれば、いよいよこういう弊害はふえても減らない。こういう立場からの実例として挙げたのですから、その点、大臣もよく調べた上で善処するといふような御答弁がございましたので、ぜひとも大臣の方にもそのことを強く要求しておきます。

これは一つの実例ですが、このことについては、またこの法律が通ればこういうような事例はたくさん出てくると私はいまから予測をしております。

す。また機会があれば、実例等があれば申し送りしたいと思いますので、ひとつ次のときの答弁は、調べてからとおっしゃらないで、あなたの言うことは知っておる、それはいつ幾日こつちやつた、きょうはこうなつておるといふような答弁をしてほしいというのを期待して、申し上げておきたいと思ひます。

そこで、続いて伺いますが、いま私が挙げたような例は、実は石油流通段階では枚挙にいとまがないのです。これはいま言ったように、九州だけでは足りないのです。元売の制裁を恐れて表面化しないだけなんです。このように、現在においても独禁法に違反する行為を公然と行い、価格維持、系列支配を行っているのであります。現状でさえこんな実態ですので、いま申しましたように、さらにこの元売の集約化を行うと、系列支配を一層強めることになると思ひます。そういうことになれば、結局は、値上げは自由で、そうして国民の負担は大きくなる、こういうようなところへ落ちついていくのが現状であるということですね。そういうことを補足的に申し上げておいて、答へは結構です。

そこで、続いて伺ひますのは、石油開発公団の目的は、文字どおり石油の開発に必要な資金の融資を行うことにあります。昭和四十二年に、もとの国策会社、石油資源開発株式会社を受け継いで現在の公団がつくられたときの位置づけも、石油開発の推進母体ということでありました。したがつて、業務の内容も、探鉱とか備蓄など主として石油の供給量の拡大に関係することが中心でありました。しかるに、今回このように国内の流通問題にまで携わるといふのは、開発公団という名からしてもふさわしくないのではないかと、こう思ふのですが、どういふふうにお考えになつておられますか。

○増田政府委員 石油開発公団につきましても、いま先生からお話がございましたように、昭和四十二年に発足したわけでございます。そのときに石油の海外における開発の推進母体とい

うことで、海外における開発を行います企業に出資、融資を行つてこれの開発の促進を図る、こういうことであつたわけでございます。その後公団法の各種の改正がありまして、業務の拡充が行われておりますが、特に付帯業務として、先般、備蓄の業務というものが追加されたわけでございます。備蓄につきましても、九十日備蓄を達成いたしましたための原油の購入資金の供給、これも融資でございます。それからまた、共同備蓄会社を設立いたしますときの石油開発公団からの出資という業務が追加されたわけでございます。この備蓄の業務は、これは昭和五十四年度末をもって九十日の備蓄体制を整えるための臨時的業務ということと、附則に掲げたわけでございます。

それから、ただいま御審議をお願いいたしております石油の構造改善、民族企業の体質強化ということも、これも現在民族系と外資系と非常に格差が生じ、このために石油の安定供給に支障が生じようという事態に到達いたしましたので、石油の構造改善に必要な資金を石油開発公団を経由して供給する、こういうことでございます。

それで、石油開発公団が設立されました、これは「目的」にも掲げておりますが、究極の目的は、「石油等の安定的かつ低廉な供給の確保を図ること」を目的とするわけでございます。その石油開発公団設立の目的の一つの達成のための業務、ただこれは臨時的業務でございますので、本則の業務に掲げるのが不適当だということと、今般、十九条の本則業務を避けまして、附則に、自分の間こういう業務を行わせる、こういうことになつた次第でございます。

○神崎委員 いま申しましたことと関連して、石油開発公団総裁がお越しですが、この際、今度の法律と従来からやられてきた公団のあり方と関連して御意見を伺ひたいと思ひます。

○倉八参考人 開発公団という名に關しまして、それからその仕事の内容に關して申し上げますと、石油開発公団の事業というの、同じ開発にしましても幾つかの変遷を見てきたわけでありま

す。たとえば開発の対象地域が最初は海外であつた、それが国内、大陸だになにもやれるといふふうな、地域的な変遷が一つあつた。

〔武藤嘉三委員長代理退席、安田委員長代理着席〕

それから、対象にしましても、たとえばタールサンドもやれるようになった。こういうふうな、開発の対象だけを取り上げても時代の変遷がそこに見られるわけでありまして、今度の臨時業務の追加にしましても、開発という公団の使命の主体性に関係ない限り、十分やつていくことが必要であり、またそれをやつていく自信があると私は考えております。

○神崎委員 総裁の考えだけを聞いておいて、統制の意見はこちらの方ではまた後日申し上げることになります。

石油元売企業が十三社で多過ぎるから集約すべきだといふことであれば、精製企業の三十一社といふのは非常に多過ぎるということになるのです。精製企業の集約化の際にも、必要があれば石油開発公団が資金を融資することができぬか、もしできるならば、いわゆる探鉱、それから備蓄、精製、流通、このすべてに公団が携わることになる。いまも自信があるようにおっしゃつておるのですが、そこで、通産省としては公団の将来はどうあるべきかといふような一つの展望を持つておられるのか、石油公団は将来はこうあるべきだといふようなお考えのもとで、いま挙げましたようなものを新たに公団にやらしていく、そういうことになつてくれば、将来その公団はどのような方向に向かつていくのかという、道しるべといひますか、展望といひますか、それについて伺ひたい。

○増田政府委員 石油産業のあり方、ことに開発、精製、流通部門というものをいかに持つていくかにつきましても、いろいろ議論がございまして、これは、けさほど当委員会でも答弁申し上げましたが、たとえばイギリス、フランス、イタリア、西独におきましては、国家資本、つまり政府の資本の入つた石油会社が民族系の代表会社になつて

おるといふことでございます。わが国におきましては、政府の資本の入っている会社はございませぬ。また、今回御審議をお願いしております出資も、これによって石油企業をコントロールするというところでなく、再編成、構造改善を支援するための資金供給、こういうことで考えております。

そうなりますと、石油開発公団がその中でどういうあり方になるかということでございますが、現在の体制では、石油開発公団は、海外における石油の開発、これは先ほど倉八総裁からお話がありましたように、本邦周辺大陸なども含むというところで拡張されたわけですが、これらの石油開発を行います私企業に対しては、公団がみずから業務を行うのではなく、出資をしたり、また融資をすることにこの開発事業を応援する、こういう形になっております。

それから、附則業務によって二つ、一つはすでに加わっておるわけでございますが、備蓄につきましては五年間の暫定的措置として九十日を達成するまでその支援措置を行う。それから、たまたま御審議をお願いいたしております第二番目の追加業務でございますが、これも民族系の元売の再編成に必要な資金を出資または融資ということで供給する、こういうことでございます。さらに、石油開発公団がみずから海外において掘る、これはたとえば西独のDEMINEXとか、あるいはフランス、イタリアの国策会社がみずから海外で掘ったり利権を得たりいろいろやっておるわけでございますが、そこまで出るのが適当かどうか。また、石油開発公団が国策に協力するというところで、たとえば政府間取引のありました原油の一括引き取りの機関になるかどうか、これはいろいろ議論がございします。

そういうことで、石油開発公団の今後のあり方ということにつきましては種々の検討が現在もなされておりますが、現在のところは、石油開発の推進母体ということ、それから備蓄についてはこれを応援するための各種の業務を行う、それから、

将来法律が通りましたなら、石油構造改善についても一翼を担って、その支援体制のための資金供給をする、こういうことに限りまして、それ以上の業務の追加を行うのは、やはりその利害得失をよく考えまして、そしてその結論を待つ必要があるのではないかと、直ちに石油開発公団を石油公団にし、それからイタリアのENIのようなあらゆることを行うというのわが国において適当かどうか、これは相当議論を要することだ、こういうふうになっております。

○神崎委員 私、通産省がこの法案をここに指導しようとしている業界再編は、原油の供給源の大部分をメジャーに押さえられ、その支配の網の目に組み込まれていく、現在組み込まれている日本の石油業界の実態をこれは無視したものであることは、先ほどからたびたび指摘しておるわけですが、それだけではなく、この法案は、不況で国民が苦しんで財政危機が叫ばれている中で、石油業界に多額の金を投ずるといふ道を開く。また、先ほど公取の意見もあつたように、やみカルテルやら石油製品の値上げをますます容易にし、さらに石油産業に働く労働者の人減らし、合理化攻撃は避けられない、こういうふうになってくる。まさに大企業が優先されて、そうして国民はその生活を犠牲にさせられる。石油業界救済にはつながらず、むしろ国民に及ぶ影響というものは必ず大きなものが来る、こういう重大な問題をばらんとおもうのです。

そういう観点から、そうでないというふうな意見があれば聞かしてもらい、またこちらも、そうではないのだ、こういう形になっていくのだというところの論陣も張っていかうと思っておりますが、きょうは各党とも申し合わせた時間の都合もあり、きょうの質問はこれで終わります。

○安田委員長代理 松尾信人君。
○松尾委員 石油開発公団法の一部を改正する法律案について質疑をいたすものでございます。オイルショック後の石油業界は、需要の減退、

消費の節約等がございまして、長期にわたり業績が停滞した、そのために今までになかった非常な苦境に追いやられておる、これは事実であろうと思ひます。そして、私たちが、この石油の安定供給のために、その任に当たる石油企業の健全な経営が行われるということに非常に望むものであります。

そこで、最初に聞くわけでありませぬけれども、政府は、現状の上からこの石油業界の健全なるありべき姿というものについてどのようなビジョンを持っておられるのか、これは外資系等も含めまして、総体的にひとつビジョンをお示し願ひたい。

○増田政府委員 先般の石油危機を経験いたしました。やはり石油というものが国民生活、国民産業にとつて非常に大きな役割を果たし、また、その供給が不安定になったときにはその影響がきわめて大きいということでございます。そういう意味で、今後の石油産業のあり方あるいは石油政策の重点というものは、エネルギー、ことにそのエネルギーの大宗である石油の安定供給を果たし得るということだと思ひます。従来、この石油危機以前におきましては低廉性の追求とかいろいろの問題がございしましたが、しかし、それにも増してやはり安定供給を確保するような体制、ビジョンというものをつくらなければならないということが、石油危機を契機といたしまして非常に強く認識されるに至つたわけでございます。そういう意味で、今後の石油産業のあり方といたしましては、不安定な石油供給情勢の中において、わが国が必要とする石油というものを安定的に確保できるような体制をしいたい、こういうことでございます。

それに対して現状を申し上げますと、石油危機以後大幅な値上げが原油価格についてあつたわけでございますが、これが逆さやで販売せざるを得ないというふうな事態が続き、そのために特に民族系の企業の経営が非常に悪化しているというのを実情でございます。これをそのまま放置いたしますと、石油産業が先ほど言いましたよう

な安定供給の責任を果たし得ないような状況になっておるといふことでございます。

これを解決するためには、やはり石油産業の体質を強化し、その手段として構造の改善を行わなければならないというところで、これは昨年の十二月でございますが、総合エネルギー調査会石油部会の関係の専門の学者の方々、その他いろいろの方々の御討議を経まして、民族系の企業をこのまま放置するわけにはいかぬ、ついでには、やはり将来の形としては二ないし三のグループ化を図らなければ、先ほど申し上げました石油の安定供給の確保がおぼつかないということでございます。

ただ、これを二、三のグループというようにいたしますには、これはやはり順序というものがございまして、業務提携あるいは備蓄、油槽所の共同化という各種の共同事業を図りまして、段階を経て合併、集約に持っていくというところで、これを早急に、直ちに結論を出すということではなくて、やはり実情に合わせてやらなければならぬと思ひますが、最終的な目標といたしましては、安定供給が果たし得るような石油産業の体制に持っていく、これが今後の達成すべきビジョンというふうにも考えております。また、たまたま御審議をお願いしております石油開発公団法の一部改正もその線に沿うものでございます。

○松尾委員 現在石油企業は、中でも民族系にありましては累積赤字が非常に膨大であり、企業の体力が弱まっております。そういう中で、どのような処方せんをもつていまおっしゃつた石油業界の今後のビジョンというものを達成しようとするか、これはいかがですか。

○増田政府委員 先ほど申し上げました石油産業が安定供給の責任を果たし得るような状況に達し得るというためには、これは私は業界がみずから考えて、その責任を果たし得るような体制を整えるべき問題だと思つております。そのためには事業の共同化、集約化、それからさらにはグループ化を行い、いわゆる集約化、統合合併も必要だといふふうになっておると思いますが、これにつき

ましてはやはり産業の活力と申しますか、創意というものを傷つける、阻害するようなものであつてはならないと思ひます。そういう意味で、石油の安定供給を果たし得るような体制を業界みずから考へて、そしてそれに向かつて進んでいく。そのために政府はこれに對してお手伝ひする、支援体制を整へるということ、必要な資金があれば出資あるいは融資の形でこれを供給する。そういうことによりまして、先ほど申上げたように、基礎エネルギーの安定供給を確保するといふことが今後のビジョンであり、またそれに至りますための手だてだ、こういうふうに考へてお

○松尾委員 いまのお答えは、私が次に質問しようと思つておつたことに対するお答えになつたわけでありませう。結局この構造改善といふことは業界の再編成である、この問題について政府はいかなる役割りを果たすのか、こういうことですね。これは広範にわたつていまお答えがありましたけれども、赤字をうんと抱へておる、累積赤字が多い、そういうものが自主的にいろいろ考へて持つてやつていくことがなかなか動かない。そういう現実を踏まえた上に、政府がいまおつしやつたような業界再編成に当たりましていかなる役割りを果たすのか、こういうことについてお答え願ひたい。

○増田政府委員 先ほどビジョン、それから手だてについて申し上げましたが、これに對して政府がどういふ役割りを果たすかということについて申し上げます。

まず、その一番初めに申し上げました事業の共同化を図る、これにつきましては、たとえば共同備蓄基地といふものを建設いたしますのに当たりましては、これは石油開発公団を通じてでございますが、共同備蓄会社の出資を行う。これは政府資金により出資を出すということで、共同備蓄会社、これはAとBという石油会社が一緒に石油基地をつくるというときに、その資本金の半額を石油開発公団が出資することができるといふ制度

でございます。五十一年度予算では四十億を一応用意しております。それからまた、いま申し上げました共同備蓄会社が施設を建設いたしますのに對しては百四十億まで融資ができる。これは石油開発公団を通じて融資をするということになつております。

それから共同油槽所、これは共同タンクでございますが、たとえば交錯輸送とかいろいろの問題が出ておりますが、共同のタンクを置いて、そして共同販売を行うといふような事業提携が行われますときには、これを開銀資金で応援をいたしたいといふふうに考へております。

それからさらに進みますと、先ほど申し上げましたような集約化といふことが行われますときに、これは集約化を行いますといふいろいろな資金が必要なわけでございますが、それに対して一つは融資の制度、もう一つは出資の制度でその支援体制を整へたいといふふうに考へております。そして、そのうちの出資の制度が、たゞいま御審議をお願いしております石油開発公団を通じて出資をする、今年度の予算といたしましては百億円までが使える、こういうことになつております。

それからもう一つ、出資金という形ではなくて融資の形で支援してもらいたいという場合は、これは日本開発銀行に民族系石油育成枠といふのがございまして、全部で百八十億円の資金枠になつております。これを全部使えるかどうか問題がございまして、その金を使用いたしまして、石油産業の構造改善、集約化に對して資金が必要な場合、これを支援する、こういうような政府の支援体制をつくり上げよう、その一環として石油開発公団を通じての出資体制といふのが、たゞいま御審議をお願いいたしております石油開発公団法の一部改正でございます。

○松尾委員 いま説明がありました内容でありますけれども、この共同備蓄の問題とか油槽所を共同で利用するといふような点、これはすべて景気のいいときには会社がおのの自己資本でや

たわけですよ。それで、いまはそれがやれないといふことは、相当弱つてきておるといふことですね。弱つてきていて、安定供給といふ面から、言われ方がどうもふらふらし過ぎるので、てこを入れてやろう。それでいま共同備蓄につきましてもいろいろの開発公団を通じての助成がありますし、それから今回もこのような意味における出資だとか融資がございまして、相当手厚いものがあるさうしておるわけでありませう。

私が思いますのは、いまのような状態から業界の力がこれだけ弱つてくれば、何かそこにてこ入れをしなければいけないといふことはわかりませうけれども、そこに余りやりますと政府の行政介入といふものが全般的に行き渡る、自主的な前進でなくて、要するに政府主導型のような構造改善になるのではないかといふことを私は逆に心配するわけですね。手厚ければ手厚いほどにそういうことを心配するわけでありませう、政府の介入の限界と、やはり何としても業界の自主的な発想に基づく転換がなされなければいけない、この調和点、そういうものをはつきりしておかぬといふかぬと思つております。

○増田政府委員 石油の安定供給を図るために構造改善が必要であるということにつきましては、これは石油企業の責任者の方々においても、総論としては一般的に認識しておられるわけでございますが、具体的にどうするかということにつきましては、私も先ほど申し上げましたように、業界の自主的な考へ方で、石油の安定供給責任をいかに果たし得るようになすべきかといふことを考へて、それによつて行動が行われるべきものだと考へております。そういう意味で、たゞいま先生から言われました政府が余り介入するといふいろいろな問題があるといふことは、私はそのとおりだと思つております。

また、できるだけ業界の自主性を尊重して、先ほど申し上げましたように、政府は支援するといふ立場でこれをできるだけ誘導して持つていくといふことでございますが、強制したりあるいは介

入して、なかなか一緒になれないものを無理やり一緒にするといふことは、むしろ将来に問題を残し、かえつて安定供給を損なうといふ結果になる恐れもあると思つております。そういう意味で、介入については、むしろ業界の自主性といふものを待つて、それに対する支援を行うといふことになつていきたいと思います。

いろいろ昨年、石油の再編成が必要だといふことで、私も総合エネルギー調査会石油部会の答申を受けてこの方策を進めておるわけでございますが、若干誤解が生じまして、新聞に、たとえば通産省は何会社と何会社と一緒にする構想を持つておるといふことで、これはその当事者の会社にとつては非常に迷惑であるし、またかえつて反発を招いて再編成がうまく進まないといふような形にもなるわけでございます。ただ、私どもは、当初からそういうように強制的に会社を指名して集約化させるといふことは考へておりませう。むしろ業会がこの問題について十分認識し、自己の責任を果たすためにこういうあり方になるべきだといふことで進んでいくものに対して私どもが応援する、こういう形で行つていきたいと思います。

○松尾委員 いまのお答えのとおり、この業界にありましては、何としても自力更生でいきたい、やはり何としても自分自身の力で立ち上がるのだ、こういう気持ちはまだ十分あると思つております。それで何としましては民間の主体性、それから民間の効率性、ペイタリティー、適応力、こういうものを失わせてはいけないわけですね。長官からお答えがございましたけれども、将来にもわたりますしてこういう点でマイナス要因をつくらぬように慎重ななければいけない、このように強く思つております。

この法案を見ますと、「通産大臣の認可を受ける」といふことがありますね。それから「石油製品販売業に係る経営の規程の適正化」といふこともございませう。それと判断の基準なんかいろいろ問題になると思つておりますけれども、「その他の構

造改善に関する事業」というものもございまして、「営業の譲渡その他」ということが法案の中に盛り込まれておられるわけですが、そういう法案の中で、案外通産省の意向というものが強く業界に反映されていくのじゃないか。運営の仕方と言えどもありまじょうけれども、法案の制定自体から見ましても、大きくそういうところをがっちり握っておられるから、やむなくそこに民間の主体性、効率性、適応力というものがあつていくような法案の体系もあるわけですね。その点についてどうにお考えですか。

○増田政府委員 法案の中に、「通産産業大臣の認可を受けて」という字句が附則の第九條の四にございまして、これは一々の集約事業を通産産業大臣が認可するということではなくて、集約化、構造改善に伴う事業に必要な資金の出資及び貸し付けを行う業務を始めるに当たりまして、一応業務開始及び毎年の業務計画について認可をする、こういうことで考えております。この文章ですと、通産産業大臣が一々認可をし、またそれに対して全部タッチするといふふうな若干読みとれるような形になっておりますが、私も考えておりますのは、ただいま申し上げましたように、業務方法書をつくりまして、そうしてその方法書に基づいて構造改善に伴う出資及び融資業務を行わせる、こういうふうで考えております。

○松尾委員 もう一步突き進んで質問いたしますけれども、現在、石油業界の中に、合併したいとか、営業の譲渡をしたいとか、その他この法案に関するような構造改善になるような動きといひますか、そういう傾向があるかどうか。

○増田政府委員 ただいまお尋ねがありましたような合併あるいは営業譲渡というのは現在はいまありません。現在ありますのは、企業間でいろいろ業務提携をいたしたいといふことで、これはいろいろの計画が出ておりますが、合併あるいは営業譲渡で集約化を行う具体的な申し出といふものは、現在のところございません。

は、現在のところございません。

○松尾委員 そうしますと、いろいろ集約化の問題、業務提携の問題をいまお話しになりましたが、この備蓄にしろ、または製油所等の共同化にしろ、油槽タンクの共同利用の問題と共同化の問題はこの法案の対象になるのですか。

○増田政府委員 この法案は、集約化につきましてもの支障措置といふことですから、ただいま先生からお尋ねがありました共同事業につきましても、法案の対象にはなりません。

○松尾委員 それでは、集約化といふのはやはり合併だとか営業譲渡だとかいふところからくる問題と思つておりますけれども、当分の間は、あなたの方は共同事業だとかいふところを準備しながらやつていく。そうすると、この法案が仮に成立すれば、発動体制に入るとなりましても、とりあえずはこの百億円という予算は何に要するわけですか。

○増田政府委員 この公団法をお認め願ひましたことが成立したということになると、百億円を融資できるという体制だけは一応できるわけでございます。ただ、先ほどから申し上げておりましたように、では今年度いっぱい以内に集約化が行われて、石油開発公団から出資が出るような具体的なケースが生ずるかどうかについては、これはない場合も相当あり得ると思ひます。それで、私どもの方はこの百億円を用意しまして、そして業界が集約化をいたしたときにはいつでも支援ができるという体制だけを整えまして、しかし百億円用意しているからことしじゅうに使わなければならぬという体制ではないといふことでございます。

したがって、いま先生のおっしゃられましたし、その百億円の使途といふことでございますが、これは石油開発公団の事業費の中に海外石油開発を支援いたしますための投資助成金がございますが、その投資助成金の規模八百五十億円のうち百億円までを限つて今回のこういう石油産業の構造改善

のために使ひ得る、こういうことにしてあります。ですから、その意味ではこの一年以内に使われなかつても、これは使ひ得るといふことで予算化しておるわけでございますから、支援体制を整えて、そしてできるだけ早く構造改善、集約化が行われるようにするといふことでございまして、予算の使用といふものはむしろ用意しておくといふところに意義がある、こういうふうにお思ひしております。

○松尾委員 そうしますと、石油業界の当面の問題は、お互いに設備を共同利用していったりして、いろいろな面でそういうものはありまじょうが、そういうものが進んでいく、そういう次の段階として、答申にもあつたような民族系の分の集約化とかなんかに入つていく、そういうことなら、当然石油業界にしろ、通産省にしろ、当面の大きな問題としては、共同化といふ問題をやはり急速に円滑に処理していくといふところに重点を置かなければ、それはおまえの方で勝手にやんなさい、これはながめておるぞ、それでうまくいって、そしてだんだん集約化が成つていったときに、もう法案は通つていふのだから用意はできておるぞ、こういうふうでは歩調がそろわぬのじゃないか、むしろ共同化の方がいま体質改善のためには一番大事じゃなからうか、そこを助成する、したがって、当面の問題をまず片づけた上で、この集約化のための今回の法案がそこに出てきて、合わせて一本という形であり、ばな体制を築く、こう私は思つておるけれども、何かお話を感ずることは、この共同化の方は業界に任せ放しだといふような感じ、そしてある時期に來て集約化といふことが成つてきたときにやろう、こういう感じを私は持つわけでありまして、しかしそれはおかしいじゃないか、こう思ひますが、いかがですか。

○増田政府委員 先ほど私の答弁が若干不正確でございましたので、先生から問題点の指摘がございましたが、先ほど申し上げました各種の共同事業化、これは私どもの方でもできるだけ推進いたした

たいと思ひます。この備蓄の共同基地の建設あるいは共同油槽所の建設につきましては、これは共同化を推進する。また、先ほど言ひました集約化につきましても、できるだけその集約化ができるように、私もその応援体制をして、そして石油の安定供給といふものを確保できるように体制を一日も早く整えたいと思つております。ただ、これについては、直ちに集約化といふことではなくて、やはり共同事業化その他を通じてやる方が実際にはいろいろな障害がなく済むといふふうにお思ひしております。ですから、そういう意味で共同化の推進も図りますし、それから早くそれが達成されることを望みますが、ただ、これにつきましては先ほどお尋ねの申上げましたように、政府が余り介入して、強制的とか強圧的にこれをやるということではない、こういうことで先ほどのような答弁を申し上げた次第でございます。

○松尾委員 ある程度了解しますけれども、遅い時期の集約化はいろいろ予算的な配慮をする、ところが共同化についても本当にお金が必要と思つて、体質をきれいさつぱりとしてあげるといふことについてもう少しお考えになることが、これは指導だけではなくて、やはり金を伴つたそういうものが必要ではなからうか、今回はしやうがないと思ひます。それから、先ほど新聞報道がわれわれの考えから先走つたといふお話でありますけれども、昨年の暮れにあなたの方では、共石グループに対しまして体質改善を勧告してもおられます。そういうこともいろいろわかつておられます。それで、この共石の問題がございまして、同じグループ内で体質改善ができないといふようなことでは、これはあなたの方の集約化といふ大きな安定供給の目標から言へば、非常に捨ててはおけない問題だらうと思つておるのです。ですから、こういう体質

改善の勧告で、非常に体質改善ができて得るようになったかどうか、できなければ一日も早くその体質改善ができるような方途をとりませんか、ある目玉商品というものが取り残されて、いつまでも民族系の石油業界の再編というものがおこなわれていくのではなからうか、またその間いろいろの問題が起こって、新たなトラブルが起こるのではないかと、私はこのように思うのでありますけれども、いかがでしょうか。

○増田政府委員 共同石油並びに共同石油のグループ各社に対して、昨年十二月に、共同石油グループ内の調整体制の整備、グループ内でのいろいろな生産調整とか販売調整を行います体制の整備、それから販売力の強化、これは精販ギャップが非常に大きいということで、販売力の強化を図る具体策をとってもらいたいということでございます。それから原油調達力の強化、これら数項目につきまして、こういう問題があるから自主的にどういうようにしてこれらの問題を解決するかということ共石グループでひとつ考えてもらいたいということ、これは通産省から文書を出したとかいろいろ言われておりますが、これはメモ書きにいたしました、共石グループの方にひとつ検討してくれ、こういうことで渡したのが大体的に新聞に出たわけでございます。

それで、共石グループの方では、これを契機といたしましていろいろ検討を進めて、同グループの社長会も行われまして、その結果、最近一応の結論が出たわけでございます。それで各項目につきまして社長間で話し合い、また、その具体的な推進策については、これは各論になりますので、その分についてはグループ全体の効率化を推進するために経営合理化委員会というものを設置いたしました、そこで先ほど言いましたような各種の問題点の具体的な詰めをさらに行う、こういうことで、私どももその具体的な成果が上ることを期待しておるわけでございます。

それで、共石につきましては、御存じのように、昭和四十一年に従来の企業の枠を越えまして共石

各社が販売統合を行ったわけでございますが、その後約十年以上たちまして、まだいろいろの問題点が残っておるわけでございます。石油業界の中でも、共石グループの現在までの実績に対して批判的な意見もいろいろございます。そういうことで、民族系の一つの主力であります共石が弱いということは民族系全体を弱くするというところから、先ほどのような数項目につきまして共石グループとしても一回検討し、その具体策を推進してもらいたいということをやったわけでございます。

以上が共石グループの再強化という問題につきましての経緯とそれから問題点ということ御説明申し上げたわけでございますが、いずれにいたしましても、私の方は、現在共石グループが全石油の一三%、設備では約一七、八%を占めておりますから、この共石グループというものが弱体化し、問題を起こしますと、さらに石油産業全体にもいろいろの問題が起こるということで、これらの問題につきましてはできるだけ早く解決策、具体策が進められるというのを希望している次第でございます。

○松尾委員 まだ希望しているという段階で、よくなったという段階にいないような感じがしますね。

次の質問でありますけれども、今回の法案では販売部門の構造改善ですね。これはどうも私は片手落ちのような感じがするわけがあります。それぞれ輸入もやっておりますし、精製もしておりますわけでありまして、構造改善をやる以上は、単なる販売部門のこのような集約化の問題じゃなく、大きく輸入、精製部門までも含めた考えはどうしておとりにならないのか、これはいかがでしょうか。

○増田政府委員 今回の構造改善の考え方は、販売業者の段階、これは具体的に言いますと元売でございますが、その構造改善を考えているということでございますが、いま先生から御指摘のありました、たとえば輸入についての構造改善、ある

いは精製部門の統合化による構造改善、これは当然今後の問題点としても考えるべきだと思いますが、当面一番必要なのは、販売部門におきまして多数の企業が乱立して、そしてそのために過当競争が起こっている、これが石油産業の体質を弱くし、先ほど申し上げました石油の安定供給につきまして非常に危惧の念を抱かせるような状況になっておりますので、その元売部門における集約化というものを第一に進めたいということでございます。

それで、たとえば原油部門につきましても、これは原油の部門の集約化ということもいろいろあるわけでございますが、ただ、原油につきましても従来からの取引関係、それから油種の選択の問題といろいろございまして、これを短時日の間に集約化することとは、まだいろいろの克服しなければならぬ問題があるわけでございます。そういう意味で、むしろそれを後回しにしたということでございます。ただ、この原油部門につきましても、ある一定の品種と申すか、ある一定の国から来るものにつきましてむしろ共同して買った方がいいという場合もいろいろ出てくると思えます。そういう意味で、原油購入についても共同化、一元化というものを一部について開くということについては、これは別途の行政でやっていきたいというふうに考えております。

それから精製部門でございますが、これは製品原価の約八割が原油代という現状では、この精製を統合いたしましたも、それによって合理化される余地というものは非常に少ないわけでございます。やはり国内の販売体制を整備するというところにより石油産業の体質を強化したい、こういうふうにも考えてまして、今回お願いいたしております石油の構造改善というものは、販売の段階、つまり元売の段階の集約化を図るということを対象としておる次第でございます。

○松尾委員 当面の問題として販売部門ということとはわかるわけでありませうけれども、やはり基本的な問題は一貫した流れでありますから、流れの

中の一番下の流れを今度やろうというのですが、それはやはり精製とか輸入だとか、そういう一貫した政策を確立された上で、そして輸入の部門でいろいろ困るということがあればその困ったところをいろいろトレスしていく、また精製部門では生産がもう能力よりも相対的に落ちてきているんじゃないかという感じもするわけですね。そうすると、もとは一生懸命せっせとつくったそのような生産設備がフルに働かないと、それは全部会社のいろいろな負担になってくるという問題もあると思うのです。これは大きいと思うのですよ。そういう点も力強くおやりなさらぬと、どうも偏って、全体的な力をつけていくことができないような感じがするわけでありませう。これは私の要望として十分お聞き取りおきを願いたい。大臣もこういう点はよく検討をしておいてもらいたいと思っております。

次に移りますけれども、いまは会社が弱っておりますから、いろいろ備蓄問題その他で資金の負担等も大変な状況でございます。それで、累積赤字というものが相当ございませうが、そういう体質を強くしていくその一つとして、累積の赤字がどのように減ってきて、そういう資金面から体質強化ができるようなことはどのようにお考えになっておりますか。

○増田政府委員 石油企業が、特に石油危機以後の原油の大幅値上がりに対しては製品価格はそれほど値上げできなくて、逆さや販売というものが相当行われて、このために赤字が生じておる。その赤字が昭和四十八年度の下期決算から現在まで相当累積されておる。それで、これは教社でございますが、もうすでにその累積赤字が資本金を相当大幅に超えているということ、いわゆる債務超過会社ということになっておりました、危機的状況になっておるわけでございます。この累積赤字の解消は、私はもう簡単には解決できないと思っております。

昨年の十二月一日に定めました標準価格は、そのときのコストから計算いたしましたので、この価格

が標準的な価格であるということを出したわけでございます。これがごときの二月にガソリン及びC重油が大体達成し、四月からはナフサが達成いたしましたわけでございますが、しかしこれは達成いたしましたとしてもそのコストに償うということでございます。従来、累積赤字を消すというふうにはなっておりません。今後各種の共同事業化を行い、またさらに集約化を行うということによりまして、経営の合理化、費用の節約、いろいろな点が図られると思っております。長期的に見てこういう赤字を抱えた産業が基礎エネルギーを供給するということでは、今後の日本経済の安定的成長のためには非常に問題が残るわけでございます。この赤字はやはり相当時間をかけて消さざるを得ないというふうに思っております。

○松尾委員 非常にむずかしい問題と思えます。簡単に製品の値上げとか、新たな標準価格の設定というふうな逃げ道をおつくりになってはいけませんね。やはり自主的な業界の努力、いまおっしゃったような共同化、それからいろいろ引き締めていく。政治資金の献金なんかも、そういう面においてがっちりやらないといかぬですよ。借金は多いわ、累積赤字はいっぱいあるわ、そして政府から厚い助成を受けておいて、そして仮に政治献金がまた相当程度なされるといふようなことであれば、これは何のための構造改善であり、何のための集約化を目標にやるのか。このような問題をいっぱい抱えておいて、そしてわれわれも安定供給の面からどうにかして経営を安定していきたいと思っておる中で、安易なことをやっておれば、全部の期待を裏切るわけでありまして。これはひとつ通産省のこういう点におけるりっぱな指導と監督というものを、私は強く要請しておきたいのであります。

話は飛びますけれども、備蓄法の成立で、五十年末の七十日分の備蓄の目標はどうだったかという点、次に、共同備蓄会社の問題でありますけれども、この設立はどうなっておるか、この二点、どうですか。

○左近政府委員 備蓄の状態についてお答え申し上げます。目標になっておりました五十年末の備蓄数量でございますが、つまり五十年末三月末の備蓄量は七十二日程度に達しております。したがって、七十日備蓄は達成されたという形に相なっております。

次に、共同備蓄会社でございますが、現在幾つかの候補地、つまり備蓄基地の候補地が挙がっております。いろいろ検討しておるわけでございますが、まだやはり地元の御了承を得るとかいろいろな手順が進んでおりませんので、公表できないという現状でございますが、そういう適地が大体まとまりますれば、その適地において、今度は備蓄をする会社はどういう会社が集まってやるということを決めた上で発足させたいというふうに考えております。われわれといたしましては、今年度末の備蓄目標の到達程度は十分であると思えますが、それから先の問題といたしましては、そういう基地が今後でまかせとなくなか目標が達成されませんので、極力共同備蓄会社ができることを推進していきたいというふうに考えております。

○松尾委員 そうすると、共同備蓄会社ができないうちに五十年度は目標だけは達成できた、こういうお話ですね。

いまお話のありましたとおり、立地の問題が非常に困難な状況にあります。そういうことからかもしれませんけれども、通産、運輸両省で遊休タンカーの活用の問題を何か検討したとかしておるか聞いておるのでありますけれども、この点はいかがですか。

○左近政府委員 備蓄を促進するために遊休のタンカーを活用しようじゃないかというふうなアイデアをもちまして、実は本年に入りまして早々から研究会を設けて、運輸省、通産省、それから関係の業界の方々もまじえまして現在検討中でございます。ちょうどタンカーの船腹が余っておる時期でもございますので、これがうまく活用で

きればということでも検討いたしておりますが、どういふ地域に保留するか、あるいは保留経費その他を考えたならば経済性がどうであるかというふうな問題をもう少し詰めた上で、態度を決めたいというふうに考えております。

○松尾委員 これで最後の質問になるわけですが、業界の再編成ということでは集約化が行われないと、結局は企業数のシェアの拡大、また少ない会社になりまして寡占化という状況がくり出されていくわけでありまして。この石油業界に對しましては、従来公取が公正な取引ということでは、是正を勧告しておりますし、いろいろ係争中のものもございまして。そういう実績からいたしまして、どうも石油業界は国民の石油ショックによる生活不安の中で利益追求に専念してきたという前歴があるわけでありまして。それが、さらに集約化等によりまして寡占化になりますと、やみのカルテルがより一層やりやすい状況になる、これは当然であります。

時には通産省の行政指導もなされて効果を上げたこともありますが、それだけでは、そういうことではやはり基本的な解決ではありません。今後ともこの石油業界のやみカルテルの行為をなくすといふことは、通産省にとっても大きく力を入れていかなければできない問題だと思っております。ですから、再編成の問題と、寡占によるいろいろなやみカルテルの行為、そのようなことについて通産省として今後どのように対処していくか、基本的な考え方を聞いておきたいと思っております。

○増田政府委員 石油産業の構造改善が必要であることは、先ほど申し上げましたように、エネルギーの大宗であります石油の供給安定を確保するためにどうしても必要だといふことではございまして。ただ、その反面、ただいま先生から御指摘がございましたように、これが寡占価格を生ずるとか、いろいろな独禁法違反のような状態が出るということでは、どうしても避けなければならぬわけではございます。私どもは、構造改善によって寡占の弊害

が出るというふうには全く思っておりませんが、ただ、これにつきましては十分注意をする、また独禁法違反という行為がないように責任を持って業界を指導していきたい、こういうふうに考えております。

○松尾委員 そのような寡占化によってやみ行為が行われることがないように、それはあなたの希望でありまして、現実には行われやすいといふことを指摘しておるわけでありまして。でありますから、結局共同化の事業をいろいろ進めていく過程においてもいろいろの問題が起つてきそる感じがいたします。仮にこれが集約化の段階になりますと、要するに寡占の実態を築いていくわけでありまして。でありますから、過去のいろいろな石油業界のやみカルテル行為、これは目に余るものがあります。そういう点で、今回この法案に基づいていろいろ集約化の問題があらまされども、その前の段階では共同化の問題がいろいろありますね、そういう点で、公取といたしまして十分目を光らして、不当なことがないように、国民の利益というものを確保するという見地からしっかりと見守って、そうして逸脱したものは適切な対策を講ずるといふことが必要だと思っておりますけれども、この法案に対するいろいろな質疑もいま重ねられておられます、そういう中から感じられたことを中心にして、公取の今後の監督をどのようにしていくか、その基本的な態度を聞いておきたいと思っております。

○熊田政府委員 先ほど来、通産省の石油業界再編成、集約化あるいはその前の共同化についてのお考えをずっと聞いてまいりましたわけでは、こういう共同化あるいは集約化が行われます過程におきましていろいろ競争制限になるような行為が介在して行くおそれがあるといふところから、できるだけそういう集約化あるいは共同化の過程におきまして独禁法に触れるような行為のないように、業界に十分お考えをいたさないと同時に、

私どもといたしましては、そういうような事態がもしも見られますならば、厳正な態度で独禁法を適用してまいりたい、こういうふうに考えております。

○安田委員長代理 宮田早苗君。

○宮田委員 石油産業の体制論につきましては、これまでの数次にわたります総合エネルギー調査会の答申等に盛り込まれ、また検討が進められてまいったわけでございます。しかし、国際的なエネルギー事情の変化や、国内にありましては企業間の利害対立等もあって、総合石油企業が存在が不可欠というふうには言われながらも、業界の体制のあり方は、文字どおり議論だけで終わっているのが現状というふうに思っております。体制整備の必要性については大方が認めているところでございますが、問題はその方法論でございます。企業の自発性にまつのか、政府主導型でいくべきかということが長い間議論されたところでござい

ます。今回提案されました石油開発公団法の一部改正案のねらいは、二つの方法論のいわば折衷案と申しますか、官民一体となった構造改善事業方式と理解していただいておりますが、民族系企業に對してその育成のため現在行われております融資援助だけでなく、出資ができるようにする理由はどこにあるか、この点をまずお伺いするわけであります。

○増田政府委員 構造改善を進めますために必要な資金が要する場合に、これを国が資金供給で支援をするというのが私どもの立場でございますが、その資金の供給についての形としては二つございまして、一つは融資でやるものと、もう一つは出資でやるものというところでございます。

融資につきましては、日本開発銀行を通じましてできるだけ低利の融資をいたしたいというふうなことを考えておまして、現在、民族育成債百八十億の中でこれを使うということになっておるわけでございます。

出資というものがもう一つあるわけでございますが、出資は利子を払う必要がございません。

すから、構造改善をし、集約化をいたしましたときに、必要資金を、融資ではやはり相当な利子負担になるというところで、むしろ出資という形で支援してもらいたいという申し出があった場合に、出資で行うというところで考えておるわけでございます。ですから、出資を選ばず融資を選ばずは、構造改善事業を行います石油販売業者が、いずれかを選ばずわけでございますが、その選に当たりますれば、無利子の金ということでもむしろ出資を受けた方がいいという判断があった場合には、出資で支援する、こういうことでございます。

○宮田委員 国や石油開発公団が出資をするということによって、その株主権を利用して経営に關与することになると、民間企業のバイタリティー、また自主性を喪失させることにならないか、こういう点を危惧するわけでございますが、その点はどうですか。

○増田政府委員 構造改善事業を行います石油業者が出資金を受けますと、これは政府が出資者という形になります。そういう意味で、政府がその企業に對していろいろの行政介入を行い、そのために経営の自主性あるいは創意というものが損なわれるのではないかと、この問題点でございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、出資という形をとりますのは、利子のない金で支援をするというところで考えております。そういう意味で、この経営について政府がいろいろ介入するというつもりはございません。ただ、そうではございますが、やはり一つの方向として構造改善に進み、またそのための出資を行うわけでございますから、構造改善事業以外にこの出資金を使うとか、構造改善の方向に反するような動きがあったときは、これは政府として関与せざるを得ないというふうな思っておりますが、経営のいろいろの点について、政府が出資したからといって介入するという意思はございません。

○宮田委員 増田長官と石油開発公団総裁にお伺いいたしますが、私どもは民間のバイタリティーに大きく期待をしております。

の石油業界の実態を、たとえば九十日備蓄に對する取り組みに見てもわかるわけでございますが、どちらかといえれば政府の施策に寄りかかった姿勢がうかがえるような気がするわけでございます。ことに今日、石油の標準価格も一〇〇%近く浸透をし、業界には構造改善意欲が薄らいできているというふうに見る者もいるわけでございますが、政府ないしは公団はどういうふうなこの点をお考えになっておるか、お聞きをいたします。

○増田政府委員 構造改善問題につきましては、昨年の秋、石油産業が非常に逆ざやに悩み、さらにそれに追いかけて、十月にOPECの値上げがございました。このときは非常に危機的状況にありました。これを突破するには、構造改善を直ちに行わなければならないというふうな情勢にあったわけでございますが、その後標準価格の設定、あるいは生産に關しまして供給計画の改定等を行いました。これによりまして業界は小康を得てございます。ただ、累積赤字は依然としてございまして、問題は根本的には解決されてない、むしろ構造的な問題が残されているわけでございます。そういう意味で、構造改善の必要性というところについては、これは政府側が言うだけではなく、業界の当事者の方々もその必要性を十分認識され、またその必要性を説いておられるわけでございます。

そういう意味で、標準価格制度その他によりまして若干小康状態を得ましたので、むしろここでじっくり今後の構造改善を考え、今後の石油の安定供給の確保をどういう体制で行うかということについて業界自身も考え、これに政府が支援するという形で推進していきたくと思っております。

そういう意味で、構造改善問題が標準価格の達成によりまして消えてしまったということではございませんで、むしろ落ちついて慎重に検討してそれに進んでいくというふうな状況になりつつあるというふうに私どもは解釈しております。

○倉八参考人 いま通産省の資源庁長官の答えどおりでございますが、私も見ておりますと、確かに先生の御指摘のように、数カ月前よりも構造改善に對する熱意といえますか、そういうのが少しさめたところという気はいたしますが、また業界の中にも決してそういうことがすべての考えではないと思っております。たとえば今後低成長を日本は続けていかなければいけない、そうするならば、今後この産業のあり方あるいは構造問題についてどう取り組むべきかという考え方もまた根強いものがあるということも言えると思っております。したがって、こういう時勢に遭遇しまして、今度改正をいたしておるようなことが通りますれば、私はその構造改善の今後の推進というのには十分期待してもいいではないか、こう考えております。

○宮田委員 五十一年度の事業計画では、探鉱投資八百五十億円、このうち百億円を充てるというところでございますが、この金額は当初通産省が考えておりましたものより後退しておる数字じゃないかと思っております。この金額で具体的に何をしようとしておられますか、これが一点であります。

また、これが重要なポイントだと思っておりますが、何年計画で最終的に日本の元売業の姿をどう変えていくのか、その点、あわせてお答え願いたいと思っております。

○増田政府委員 昭和五十一年度の事業といたしまして、構造改善資金というものを大蔵省に昨年要求いたしましたとき、当初から百億円というところで要求しておりました。そういう意味で、私どもの方の当初要求しておりました金額が減額になっておるわけはございません。そのまま百億円という一応の枠が設けられたわけでございます。

それから、もう一つの御質問でございました、この百億円をどういうふうな具体的に使うかということにつきましては、元売企業間の集約化が行われましたときに、それに資金が必要であるという場合に、それを支援するために百億円まで出資の形で出します、こういう形になっておるわけ

です。

それから、この構造改善のための必要資金とい
ましたし、出資金百億円と、それから先ほど
言いました融資の方の百八十億円の中の一部とい
うことで、出資勘定と融資勘定と両方用意いたし
まして政府の姿勢を示し、また、必要がある場合
はいつでも支援ができるようにということとで支援
体制を整える、こういうこととでございます。具
体的な集約化の事業が出てきましたら、この百億円
をいかに使うかをそのときに決定するということ
になっておまして、現在のところは支援のため
の資金として百億円を用意しておく、こういう形
でございますから、これを具体的にどこへ使うと
か、どういうふうに分けるといふことはまだ何も
決っておりません。

○宮田委員 公団法の改正趣旨について異論を唱
えるものでありませんが、この公団の本使命は、
何といいたしても石油資源の開発にあると思いま
す。

それで、開発体制の整備でございますが、公団
の資金面での援助、助成は年々充実しつつありま
すが、問題は多数の総括会社、事業会社が乱立す
る企業体制にあると思えます。本法のこの改正問
題から若干離れますが、開発部門の集約化につい
ては総合エネルギー調査会の答申にも書かれてい
ることでございまして、この点の取り組みにつ
いてお伺いをいたします。

○左近政府委員 御指摘のとおり、石油の開発部
門につきましても開発会社が多数乱立してある、
そしてこの技術力とか資金力というものを結集し
た強力な会社がないというふうな欠点を指摘し
が挙げられております。また一方、客観情勢も、
産油国による事業参加の進展というふうなことが
ございます。そういうふうな事情を踏まえながら、
今後開発をどう進めていくかというものがこれから
の大きな課題であろうと考えておりますが、本件
につきましては、実は総合エネルギー調査会の石
油部会で検討を始めた、というふうな考えられて
おります。

ておりますように、昨年の暮れに一応の結論が出
ましたので、恐らく来月とか来々月というふうな
時期からだと考えておりますが、今度はこの開発
部門についてどのような体制を考え、どのような
政策を打ち出すべきかということと石油部会にお
諮りをして、審議を進めてまいりたいというふう
に考えております。

○宮田委員 たいだ説明のございました総合エ
ネルギー調査会の石油部会の答申でございますが、
国際情勢の変化から、石油の安定供給のため
に総合石油企業の樹立ということとをビジョンとす
る、こういう方針になっておるようでございます。
もちろんさきの答申でも、その線に沿ってという
ことの答弁がございましたが、大体このビジョン
の実現ということを、いつごろまでに目標を設定
してお考えになっておるものか、お伺いいたしま
す。

○増田政府委員 石油産業の今後の体制のあり方
につきましても、一つには石油の精製部門、元売部
門につきましても、ことに民族系と外資系の格差が
非常に大きいために、民族系の育成強化、それ
は具体的には先ほどから申し上げておるような二
ないし三グループ化をいたしまして構造改善を行
いたい、こういうふうな考えでおります。

それからまた、開発部門につきましては、先ほ
ど左近部長から御答弁申し上げましたように、現
在六十数社というものが開発を担っていたとして
おります。ただ、非常に世界の情勢が変わってき
ておまして、産油国におけるいわゆる事業参加、あ
るいはパイプラインの問題その他が出てきてお
りまして、石油を海外において開発する事業につ
きましては、いろいろな意味の困難性が出てきてお
ります。それで、現在のようないかなる体制でい
いか、また総合会社体制がいのかどうか、これは
議論としてはいろいろございますので、先ほど申
し上げましたように、総合エネルギー調査会の石
油部会を近く開きまして、根本的にこの問題を衆
知を結集して考えていきたい、こういうふうに
思っております。

これにつきましても、今後のあり方につきま
して、現状のままではもう通用しない点が相当出
ておりますので、そこら辺の構造改善というも
のをやはり行わなければならないと思えます。

さらに、将来の問題といたしましては、精製と
開発の一体化の問題といたしましては、精製と
これにつきましても、私どもは、精製部門とそれ
から開発部門の一つの成果が出てからその後で考
えるべきことであって、いま直ちにその精製部門を
一体化するというビジョンを掲げることにつ
いて、まだ時期尚早ではないか、こういうふう
に考えております。

従来は、メジャーは精製部門の利益というもの
を開発部門に集中投下をいたしまして、そこで一
つの経営として成り立っておるわけでございま
す。現状になりますと、開発部門への投資とい
ものがなかなか大きな利益を上げない。そうなり
ますと、今度は開発で上げた利益を精製へ送り、
精製で上げた利益を開発へ送るといふ有機的一
体性というものが今後も通用するのかわかるとい
う問題がいろいろ出てきております。そういう意味
で、精製部門と開発部門との一体化につきま
しては、今後の情勢も見守り、また精製部門と開
発部門の今後の構造改善その他の成果を見守りつ
つ結論を出していきたい、こういうふうな考
えております。

○宮田委員 参考までにお答えいただきたいので
ございますが、世界の海底油田等の開発の実情、
特に日本の統括会社の最近の動向と、中期的な計
画がどうなっているか、この点をお伺いいたしま
す。

○左近政府委員 世界の海底油田の現況ござい
ますが、御案内のとおり、中東地区ではすでに海
底についても開発が進んでおりますので、中東地
区では内陸と海底合わせて産出がされておるわけ
であります。さらに、御承知のとおり最近北
海における油田開発が進んでおまして、たとえ
ばノルウェーのごときは、すでに輸出超過とい
ます。いわば産油国になっておるわけでありま

すが、英国等におきましても、北海の開発に非常
に力を入れておまして、近い将来、英国も産油
が多くなる、つまり輸出ができるというふうな見
通しも語られておるわけでございます。

それ以外の地域につきましては、まだ試掘段階
が大部分でございます。海底油田が大々的に開
発されている分野はまだございせんけれども、
将来を考えますと、やはり陸上部門はもう相当開
発が進行してしまっておりまして、今後の石油
資源の相当部分は海底油田の開発に依存せざるを
得ないというふうなわれわれは考えております。
そういう点からも、われわれも日本の周辺の
大陸的な開発ということに着目いたしまして、
これを極力振興させるように努力をしておるわけ
でございます。

それから、統括会社につきましては、従来のプ
ロジェクトごとの会社が幾つかございましたが、
これがワンプロジェクト・ワンカンパニーとい
うことで非常に力が弱いということから、昭和四十
七年から四十八年にかけて、銀行、商社のグ
ループ別いわゆる統括会社というものを設立
いたしました。これによってこの開発の企業力を
強化しようということになったわけでございま
して、現在では八社でございます。そして、こうい
う統括会社を中心にして開発を推し進めていくと
いうことが理想でございますが、現実を見ますと、
資金調達面につきましてもなかなか評価すべき点
がございませぬけれども、もう一方の石油開発に欠
くべからざる技術力、つまり開発に関する技術力
につきましても、まだまだ十分でないという点が
ございます。したがって、今後の石油開発を
さらに推進するためには、こういう統括会社のあ
り方についてもやはり十分再検討して、この石油
部会の「中間取りまとめ」におきましても指摘し
ておられますように、資金調達力、技術力がとも
に備わったような中核企業というものを将来育成
していきたいとわれわれは考えながら指導を続け
ていきたいというふうな考えでおります。

○宮田委員 本法の改正によって、民族系企業

育成強化は非常に大切なことだ、こう思います。ところが、これに對しまして外資系やメジャーの間に反論が出てくることも予想されるのではないかと、思いますが、この点はどうか。

○増田政府委員 現在の石油産業というものが非常に問題点を含み、そのために過当競争が出て、石油の販売の秩序が乱れておるといふことにつきましては、いわゆる外資系の会社もこれのあおりを受け、場合によれば対抗措置という事で自分たちもその中に飛び込んで一緒に行動して、あるいは日本石油市場というものが安定化しなければ、メジャー自身も日本において投資を行っているその成果が上がってこないということになりますから、そういう意味では、現在のよう石油産業の不安定というものにつきましては、これが何とか改善することを望んでおるわけでございます。

それで、今回の民族系を中心とする集約化につきまして、メジャー系がこれは差別待遇だとか、あるいはメジャー系を今後抑圧する政策ではないかということの批判は、これは全くございません。私もメジャー系のこちらに駐在しております責任者にそれぞれ個別的にも会っておりますし、またメジャーの本社からいろいろ日本に來られます責任者にも会っておりますが、現在の日本が考えておる構造改善事業というものについてどう思っているかということも率直に意見を聞いております。それにつきまして、若干誤解に基づいて、非常な差別を受けるのではないかと、いふことを質問する方もおりますが、日本の石油政策としては民族系、外資系五〇、五〇を維持するのだ、それからあらゆる面で差別待遇をするわけではない、むしろ従来の実績を見てくれ、ただ民族系が余りにもいま問題があるので、その強化をしてつまり外資系のところまで引き上げるといふことをどうして行かないと、販売秩序にいろいろ問題が出てくるという話をしますと、それはぜひやってくれということによっております。

それから、諸外国を見ますと、むしろヨーロッパ諸国では民族系企業に對して政府が出資をいたしまして、さらにそれをいろいろなコントロールをし、また場合によつては外資系企業に對しての相当な規制を行つておるともございしますが、これに比較いたしますと日本は全くフェアな政策を行つておるといふことで、むしろそういうのがメジャー系の反響でございます。

○宮田委員 最後に、もう一点伺いたします。最近、石油精製業界では、製品の交錯輸送のロスがなくすために製油所を相互利用するケースが出てきておるようです。本法がねらいといたします合併、統合といった構造改善の一手手前ともいふべきこの種の共同化あるいは業務提携に對して、本法改正案は機能しないというように承つておられますが何らかの助成方法はないものかどうかお聞きをいたしまして、私の質問を終わります。

○増田政府委員 流通の部面におきまして、各種の業務提携その他が現在計画されておりますし、また、ほぼ契約が終つておるところもございします。これにつきましては、ただいま先生がおっしゃいましたように、交錯輸送というものを少なくする、あるいは経費の節減になるといふことで、私もこれをぜひとも推進したいという立場でございます。

ただ、今回御審議をお願いいたしております石油開発公団法の改正に伴います出資、融資は、これは既存企業の枠を超えて元売間における集約事業が行われましたときの支援体制という事で、ただいまの流通の共同化事業は対象にはなっておりません。なつておりますが、これをやはり推進する必要がありますし、またそういう共同化を通じまして将来の集約化も達成されるという事で、日本開発銀行の流通近代化枠に必要な融資を出す、それによつて政府が応援するということ、現在関係当局と折衝中でございますが、これはぜひとも私どもの方は実現したいと考えております。

○宮田委員 終わります。

○安田委員長代理 次回は、来る二十一日金曜日、午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。午後四時四十三分散會

訪問販売等に関する法律案に對する修正案 訪問販売等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第十六条第一項中「七日」を「十四日」に改める。
第十八条第一項中「六月」を「三月」に改める。

揮発油販売業法

揮発油販売業法

(目的) 第一条 この法律は、揮発油販売業に對して登録その他の規制を行うことにより、揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図り、もつて揮発油の安定的な供給の確保と消費者の利益の保護に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「給油所」とは、通商産業省令で定める給油設備により自動車に揮発油を給油するための施設であつて揮発油の販売の用に供されるものをいう。

2 この法律において「揮発油販売業」とは、前項の施設を用いて揮発油を販売する事業をいう。

(登録) 第三条 揮発油販売業を行おうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請) 第四条 前条の登録を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 給油所の所在地及び第二条第一項の給油設備の規模

三 法人にあつては、その業務を行う役員の名

2 前項の申請書には、給油所ごとの事業の開始の日その他の通商産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知) 第五条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項又は第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油販売業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否等) 第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するときは、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終つたり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 第三条の登録を受けた者(以下「揮発油販売業者」という)であつて法人であるものが第十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその揮発油販売業者の業務を行う役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

は、その代表者の氏名

二 給油所の所在地及び第二条第一項の給油設備の規模

三 法人にあつては、その業務を行う役員の名

2 前項の申請書には、給油所ごとの事業の開始の日その他の通商産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知) 第五条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項又は第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油販売業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否等) 第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するときは、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終つたり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 第三条の登録を受けた者(以下「揮発油販売業者」という)であつて法人であるものが第十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその揮発油販売業者の業務を行う役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち
に前三号の一に該当する者があるもの
五 揮発油の品質の管理を適確に行うに足りる
技術的能力を有しない者
六 揮発油販売業を継続的に行うに足りる經理
的基礎を有しない者

2 通商産業大臣は、第三条の登録の申請に係る
給油所の所在地が指定地区（その区域について
通商産業省令で定めるところにより算定した一
給油所当たりの揮発油の販売量が全国の一給油
所当たりの揮発油の販売量を基礎とし地域の特
性に応じて通商産業省令で定める数量を著しく
下回つてゐる市町村又は特別区の区域のうち、
その地区内における揮発油販売業者の間の競争
が過度に行われてゐるためこれらの揮発油販売
業者の相当部分の経営が著しく不安定となつて
いる地区として、通商産業大臣が石油審議会の
意見を聴き期間を定めて指定するものをいう。
（以下同じ）に属する場合において、当該申請に
係る給油所における事業の開始により、その指
定地区内に給油所を設置してゐる揮発油販売業
者の相当部分について当該給油所における事業
の継続が困難となると認めるときは、その申請
を受理した日から一月以内に限り、申請者に対
し、当該事態を回避するため必要な最小限度の
範囲内において、その事業の開始の日を繰り下
げ、又は設備の規模を縮小すべきことを指示す
ることができる。

3 前項の規定による指示を受けた者は、その指
示に不服があるときは、その指示を受けた日か
ら二週間以内に、通商産業大臣に書面をもつて
異議を申し出ることができる。
4 通商産業大臣は、前項の規定による異議の中
出を受けたときは、その申出を受けた日から一
月以内に、これについての決定をし、その申出
をした者に、その決定の内容を通知しなければ
ならない。

5 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を
受けた者が、その指示を受けた日（第三項の規

定による異議の申出をした場合においては、前
項の規定による通知を受けた日）から一月以内
に、その指示に従つて申請書又は事業計画書の
記載事項の変更をしないときは、その登録を拒
否することができる。ただし、その指示につき
第三項の規定による異議の申出があつた場合に
おいて、前項の決定において当該異議の申出が
正当であると認められたときは、この限りでな
い。

6 通商産業大臣は、第一項又は前項の規定によ
り登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由
を示して、その旨を申請者に通知しなければな
らない。

（承継）

第七条 揮発油販売業者について相続又は合併が
あつたときは、相続人（相続人が二人以上ある
場合において、その全員の同意により事業を承
継すべき相続人を選定したときは、その者）又
は合併後存続する法人若しくは合併により設立
した法人は、その揮発油販売業者の地位を承継
する。ただし、当該相続人（相続人が二人以上
ある場合において、その全員の同意により事業
を承継すべき相続人を選定したときは、その者）
又は合併後存続する法人若しくは合併により設
立した法人が前条第一項第一号から第四号まで
の一に該当するときは、この限りでない。
2 前項の規定により揮発油販売業者の地位を承
継した者は、通商産業省令で定めるところによ
り、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出
なければならない。

（変更登録等）

第八条 揮発油販売業者は、第四条第一項第二号
又は第三号に掲げる事項について変更をしよう
とするときは、通商産業大臣の変更登録を受け
なければならない。
2 第四条第二項、第五条及び第六条の規定は、
前項の変更登録に準用する。

3 揮発油販売業者は、第四条第一項第一号に掲
げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、そ

の旨を通商産業大臣に届け出なければならない
い。その届出があつた場合には、通商産業大
臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとす
る。

（廃止の届出）

第九条 揮発油販売業者は、揮発油販売業を廃止
したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣
に届け出なければならない。

（登録の失効）

第十条 揮発油販売業者がその揮発油販売業を廃
止したときは、その者に係る第三条の登録は、
その効力を失う。

（登録の取消し等）

第十一条 通商産業大臣は、揮発油販売業者が次
の各号の一に該当するときは、その登録を取り
消すことができる。

一 第六条第一項第一号、第三号又は第四号の
規定に該当することとなつたとき。
二 第八条第一項の変更登録を受けなかつたと
き。

三 次項の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により第三条の登録又は第八条
第一項の変更登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は、揮発油販売業者が次の各号
の一に該当するときは、六月以内の期間を定め
てその事業の全部又は一部の停止を命ずること
ができる。

一 第八条第一項の変更登録を受けず、又は同
条第三項の規定による届出をしなかつたと
き。

二 第十三条、第十四条第一項又は第十六条の
規定に違反したとき。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分を
したときは、遅滞なく、その理由を示して、そ
の旨を当該処分に係る者に通知しなければなら
ない。

（登録の消除）
第十二条 通商産業大臣は、揮発油販売業者の登
録がその効力を失つたときは、その登録を消除

しなければならない。

（粗悪な揮発油の販売の禁止）
第十三条 揮発油販売業者は、揮発油の規格とし
て通商産業省令で定めるものに適合しない物
を、燃料用揮発油として販売してはならない。

（品質管理者）

第十四条 揮発油販売業者は、給油所ごとに、通
商産業省令で定める資格を有する者のうちから
品質管理者を選任し、次条第一項に規定する品
質管理者の職務を行わなければならない。

2 揮発油販売業者は、前項の規定により品質管
理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通
商産業大臣に届け出なければならない。これを
解任したときも、同様とする。

第十五条 品質管理者は、揮発油の品質の確保に
関し次条の規定による揮発油の分析その他の通
商産業省令で定める職務を行う。

2 品質管理者は、誠実にその職務を行わなけれ
ばならない。

3 揮発油販売業に従事する者は、品質管理者が
その職務に関しこの法律又はこの法律に基づく
命令の実施を確保するためにする指示に従わな
ければならない。

（揮発油の分析）

第十六条 揮発油販売業者は、通商産業省令で定
めるところにより、品質管理者に、通商産業省
令で定める技術上の基準に適合する分析設備を
使用して揮発油の分析をさせなければならない。

（表示）

第十七条 揮発油販売業者は、給油所の見やすい
場所に、通商産業省令で定めるところにより、
氏名又は名称、登録番号、品質管理者の氏名そ
の他の通商産業省令で定める事項を表示しなけ
ればならない。

（帳簿の記載）

第十八条 揮発油販売業者は、通商産業省令で定
めるところにより、帳簿を備え、第十六条の分
析の結果その他の通商産業省令で定める揮発油

の分析に関する事項を記載し、これを保存しな
ければならない。
(勸告)

第十九条 通商産業大臣は、揮発油販売業者が揮
発油の標準的な販売価格と著しく異なる価格で
揮発油を販売していることにより、揮発油の消
費者の利益が害され又は指定地区内に給油所を
設置している揮発油販売業者の相当部分につい
て当該給油所における事業の継続が困難となる
と認められる場合において、揮発油の消費者の
利益の保護のため必要があり又は揮発油の安定
的な供給の確保のため特に必要があると認める
ときは、当該揮発油販売業者に対し、これらの
事態を改善するため必要な措置をとるべきこと
を勧告することができる。揮発油販売業者に対
する揮発油の販売を業とする者(揮発油の販売
数量が通商産業省令で定める数量以上である者
に限る。以下「特定揮発油販売業者」という。)
の当該揮発油販売業者に対する揮発油の販売価
格に起因してこれらの事態が生じていると認め
られ、かつ、当該揮発油販売業者に対する勧告
のみによつてはこれらの事態を改善することが
困難であると認められる場合において特に必要
があると認めるときは、当該特定揮発油販売業
者に対しても、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をし
た場合において、揮発油販売業者又は特定揮発
油販売業者が正当な理由なくその勧告に従わな
かつたときは、その旨を公表することができる。
(報告徴収及び立入検査)

第二十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必
要な限度において、揮発油販売業者又は特定揮
発油販売業者に対し、その業務に関し報告させ
ることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限
度において、その職員に、揮発油販売業者の事
務所、給油所その他の事業場に立ち入り、帳簿、
書類その他の物件を検査させ、又は試験のため
必要な最少限度の分量に限り揮発油を収去させ

ることができる。
3 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し
なければならぬ。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはなら
ない。
(聴聞)

第二十一条 通商産業大臣は、第十一条第一項又
は第二項の規定による処分をしようとするとき
は、当該処分に係る者に対し、相当な期間をお
いて予告した上、公開による聴聞を行わなけれ
ばならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事業
の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害
関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、
意見を述べる機会を与えなければならない。
(不服申立ての手続における聴聞)

第二十三条 この法律の規定による処分について
の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決
定(却下の裁決又は決定を除く)は、前条の例
により公開による聴聞をした後に行わなければな
らない。
(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により通商産業大臣
の権限に属する事項は、政令で定めるところに
より、通商産業局長に行わせることができる。
(罰則)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三十
万円以下の罰金に処する。
一 第三条の規定に違反して揮発油販売業を行
つた者
二 第十一条第二項の規定による命令に違反し
た者

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、十
万円以下の罰金に処する。
一 第八条第一項の規定に違反して第四条第一
項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した

者
二 第十八条の規定に違反して同条に規定する
事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿
を保存しなかつた者

三 第二十条第一項の規定による報告をせず、
又は虚偽の報告をした者
四 第二十条第二項の規定による検査又は収去
を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者がその法人又は
人の業務に関し、前二条の違反行為をしたとき
は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対
して各本条の刑を科する。
第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三万
円以下の過料に処する。

一 第七条第二項、第八条第三項、第九条又は
第十四条第二項の規定による届出をせず、又
は虚偽の届出をした者
二 第十七条の規定に違反した者
附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に揮発油販売業を
行つてゐる者は、この法律の施行の日から六十
日間は、第三条の登録を受けなくてもその事業を
行ふことができる。その者がその期間内に同条
の登録の申請をした場合において、登録又は登
録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
2 前項に規定する期間内における第六條第二項
(第八條第二項)において準用する場合を含む。
の規定の適用については、第六條第二項中「揮
発油販売業者」とあるのは、「揮発油販売業者附
則第二條第一項の規定によりその事業を行うこ
とができることとされた者を含む。」とする。
(石油業法の一部改正)

第三条 石油業法(昭和三十七年法律第二百十八
号)の一部を次のように改正する。
第十三条中「通商産業省令で定める規模以下
のもの」を「通商産業省令で定めるところによ
り算定したその事業の規模(揮発油販売業法(昭
和五十一年法律第 号)第二条第二項の揮
発油販売業を行う者については、揮発油販売以
外の石油製品の販売の事業の規模)が通商産業
省令で定める規模以下であるもの」に改める。
2 この法律の施行前にした前項の規定による改
正前の石油業法に違反する行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。
(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。
別表第一中第三十三号の次に次のように加え
る。
三十三号の二 揮発油販売業者の登録
揮発油販売業法(昭和五十一年法律第
(登録)の揮発油販売業者の登録

三十三号の二	揮発油販売業者の登録	号	第三条	登録件数	一件につき	一万円
--------	------------	---	-----	------	-------	-----

(通商産業省設置法の一部改正)
第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第
二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第三十九号の四を第三十九号
と。
の五とし、第三十九号の三の次に次の一号を加
える。
三十九号の四 揮発油販売業者を登録するこ
と。

第三十六条の三中「第三十九号の四」を「第三十九号の五」に改める。

第三十六条の七中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 揮発油販売法（昭和五十一年法律第号）の施行に關すること。

理由

揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図るため、揮発油販売業者について登録の制度を設けるとともに、粗悪な揮発油の販売を禁止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

